

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成23年1月14日
【発行者名】	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 関崎 司
【本店の所在の場所】	東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー
【事務連絡者氏名】	藤原 規晃
【電話番号】	03(5156)5000
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	ドイチェ・日本株式ファンド（トピックス連動型）
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	2,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ドイチェ・日本株式ファンド（トピックス連動型）

（以下「ファンド」という場合があります。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社（「ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社」をいいます。以下同じ。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

2,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した1口当たりの金額をいいます。なお、便宜上、1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

(5)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

(6)【申込単位】

申込単位は、販売会社が定める単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。申込単位の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

(7)【申込期間】

平成23年1月15日から平成24年1月17日まで（継続申込期間）

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

原則として、販売会社の本・支店、営業所等において申込みの取扱いを行います。販売会社については、委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

(9)【払込期日】

当ファンドの取得申込者は、原則として販売会社が定める日までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

原則として、申込みの取扱いを行った販売会社（上記「(8)申込取扱場所」をご参照下さい。）において払込みを取扱います。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

取得申込みの方法等

取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。当ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申し出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約を締結します。なお、収益分配金を再投資せず受取りを希望される場合は、販売会社によっては再投資の停止を申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

また、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が、別途、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等を締結した場合、当該契約等で規定する取得申込みの方法によるものとします。

販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、申込みの販売会社にお問合せ下さい。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等

- a. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。
- b. 委託会社は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

信託金の限度額

2,000億円を限度とします。

ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

基本的性格

当ファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

< 商品分類表 >

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式	MMF MRF ETF	インデックス型
追加型投信	海外	債券		特殊型
	内外	不動産投信 その他資産() 資産複合		

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 商品分類の定義について >

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

- 「単位型投信・追加型投信」の区分のうち、「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- 「投資対象地域」の区分のうち、「国内」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 「投資対象資産（収益の源泉）」の区分のうち、「株式」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 「補足分類」の区分のうち、「インデックス型」とは、目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

なお、上記は当ファンドに該当する分類について記載したものです。上記以外の商品分類の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照下さい。

< 属性区分表 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	あり ()	日経225	ブル・ ベア型
大型株 中小型株		日本				
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性()	年2回	北米	ファンド ・オブ・ ファンズ	なし	TOPIX	条件付 運用型
不動産投信	年4回	欧州				
その他資産 ()	年6回 (隔月)	アジア				
資産複合() 資産配分固定型 資産配分変更型	年12回 (毎月)	オセアニア				
	日々	中南米			その他 ()	ロング・ ショート型? 絶対収益 追求型
	その他 ()	アフリカ			その他 ()	その他 ()
		中近東(中東)				
		エマージング				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

< 属性区分の定義について >

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

1. 「投資対象資産」の区分のうち、「株式 一般」とは、目論見書または投資信託約款において、主として株式に投資する旨の記載があるものであって、大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいいます。
2. 「決算頻度」の区分のうち、「年2回」とは、目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
3. 「投資対象地域」の区分のうち、「日本」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
4. 「対象インデックス」の区分のうち、「TOPIX」とは、対象インデックスをTOPIXとするものをいいます。

なお、上記は当ファンドに該当する属性について記載したものです。上記以外の属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照下さい。

ファンドの特色

1. 東京証券取引所一部上場の株式に投資し、TOPIX（東証株価指数）に連動した投資成果を目指すインデックス・ファンドです。

TOPIX（東証株価指数）の指数値及びTOPIXの商標は、株式会社東京証券取引所（以下(株)東京証券取引所といたします。）の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利及びTOPIXの商標に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有しています。(株)東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。(株)東京証券取引所は、TOPIXの商標の使用もしくはTOPIXの指数の引用に関して得られる結果について、何ら保証、言及をするものではありません。(株)東京証券取引所は、TOPIXの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また(株)東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。当ファンドは、TOPIXの指数値に連動した投資成果を目標として運用しますが、当ファンドの基準価額とTOPIXの指数値が著しく乖離することがあります。

当ファンドは、(株)東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではありません。(株)東京証券取引所は、当ファンドの購入者または公衆に対し、当ファンドの説明、投資のアドバイスをする義務を持ちません。(株)東京証券取引所は、委託会社または当ファンドの購入者のニーズを、TOPIXの指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。

以上に限らず、(株)東京証券取引所は当ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

2. 運用にあたっては、ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社

に運用指図の権限を委託します。

市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

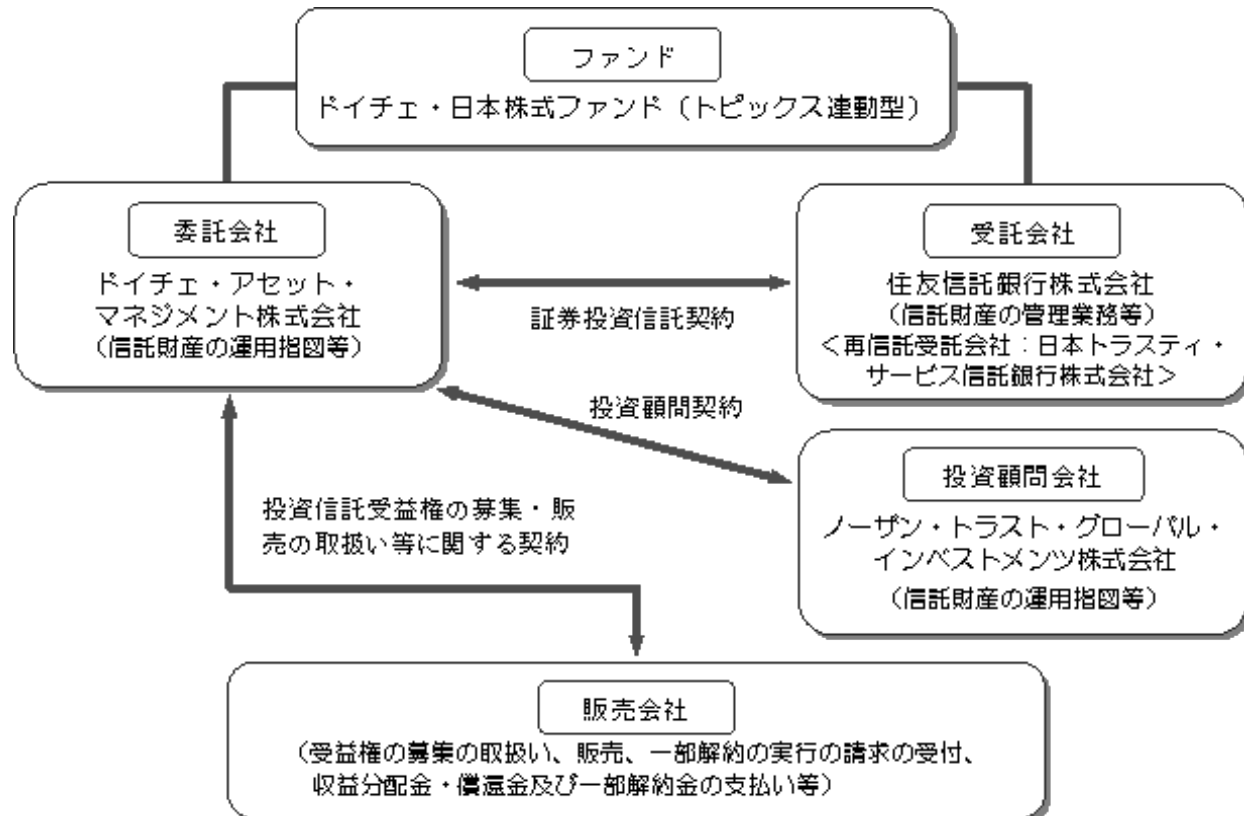
(2)【ファンドの沿革】

平成10年11月30日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

平成12年12月1日 ファンド名称の変更（「BT日本株式ファンド（トピックス連動型）」より「ドイチェ・日本株式ファンド（トピックス連動型）」に変更）

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



委託会社及びファンドの関係法人

委託会社及びファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次の通りです。

- a. ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社（「委託会社」）
当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成等を行います。
- b. 住友信託銀行株式会社（「受託会社」）
（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
委託会社との間で「証券投資信託契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。
- c. 「販売会社」
委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い等を行います。
- d. ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社（「投資顧問会社」）
委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、当ファンドの信託財産の運用指図等を行います。
なお、委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた

場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができません。

委託会社の概況

a . 資本金の額 (2010年11月末現在)

3,078百万円

b . 沿革

1985年 モルガン グレンフェル インターナショナル アセット マネジメント (株) 設立
1987年 投資顧問業登録、投資一任業務認可取得
1990年 ドイツ銀投資顧問 (株) と合併し、ディービー モルガン グレンフェル アセット マネジメント (株) に社名を変更
1995年 ディービー モルガン グレンフェル投信投資顧問 (株) に社名を変更
証券投資信託委託会社免許取得
1996年 ドイチェ・モルガン・グレンフェル投信投資顧問 (株) に社名を変更
1999年 バンカース・トラスト投信投資顧問 (株) と合併し、ドイチェ・アセット・マネジメント (株) に社名を変更
2002年 チューリッヒ・スカダー投資顧問 (株) と合併
2005年 ドイチェ・アセット・マネジメント (株) とドイチェ信託銀行 (株) の資産運用サービス業務を統合
資産運用部門はドイチェ・アセット・マネジメント (株) に一本化

c . 大株主の状況 (2010年11月末現在)

名称: ドイチェ・アジア・パシフィック・ホールディングス・ピーティーイー・リミテッド

住所: シンガポール 048583 ワン ラフルズ クウェイ #17-10

所有株式: 61,560株

所有比率: 100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

当ファンドは、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

運用方法

a．投資対象

東証一部上場の株式を主要投資対象とします。

b．投資態度

- 1) 主に、東証一部上場の株式に積極的に分散投資を行うことによって、長期的な収益の向上を目指します。
- 2) TOPIX（東証株価指数）に連動した投資成果を目指します。
- 3) 実質的な株式の組入れ率を高位に保つことを基本としますが、市況動向・資金動向などによってはコール・ローン等による現金運用部分を増加させることがあります。
- 4) 株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- 5) ただし、市況動向や資金動向などによっては、上記の運用ができない場合があります。
- 6) 信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売り、公社債の借入れ及び資金の借入れを行うことがあります。

(2)【投資対象】

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証書
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6．コマーシャル・ペーパー
- 7．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
- 8．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1．から上記7．までの証券の性質を有するもの
- 9．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 10．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 11．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 12．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- 13．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 14．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 15．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 16．外国の者に対する権利で上記15．の有価証券の性質を有するもの
- 17．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 18．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、上記1．の証券または証書及び上記8．並びに上記13．の証券または証書のうち上記1．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2．から上記5．までの証券及び上記8．並びに上記13．の証券または証書のうち上記2．から上記5．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記9．

の証券及び上記10.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5.の権利の性質を有するもの

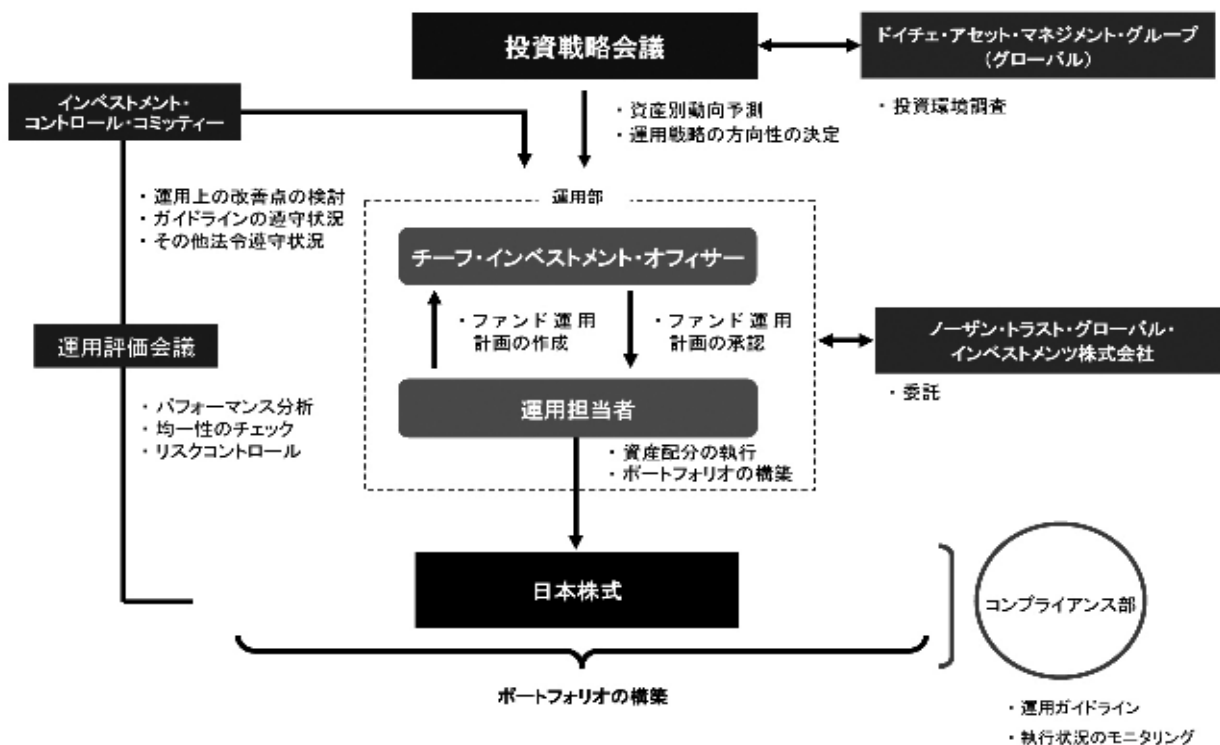
委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

上記 の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

< 運用体制 >



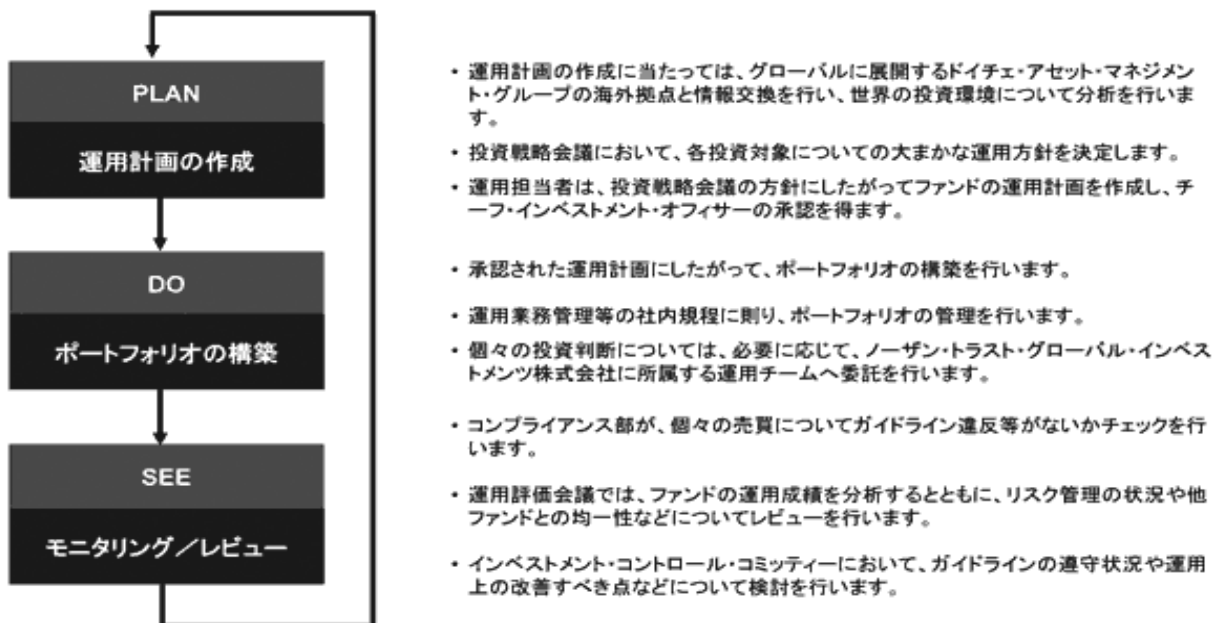
委託会社は、当ファンドの運用指図に関する権限をノーザン・トラスト・グローバル・インベスメンツ株式会社（所在地：東京都港区）に委託します（以下「運用委託先」という場合があります。）。運用計画の作成、法令等の遵守状況確認、運用評価及びリスク管理等のその他運用に関連する業務は、委託会社の運用部が行います。当該運用部における主な意思決定機関としては、投資戦略会議、運用評価会議、インベストメント・コントロール・コミッティーの3つがあります。これらはいずれもチーフ・インベストメント・オフィサーが主催し、各運用担当者及び必要に応じて関係部署の代表者が参加して行われます。

投資戦略会議では、投資環境予測や運用戦略の方向性の決定など、運用計画の作成に必要な基本的な事項を審議します。運用評価会議では、超過収益率の要因分析や投資行動、均一性等を含めて審議します。インベストメント・コントロール・コミッティーでは、顧客勘定における運用リスクに係る諸問題等を把握し、必要な意思決定を

行います。これらの運用体制については、社内規程及び運用部部内規程により定められています。

運用委託先の管理体制については、当該委託先との継続的な情報交換及び定期的な訪問などを通じて、運用面、法令遵守面、業務執行面から評価を行います。評価結果は上述のインベストメント・コントロール・コミッティーに報告され、同コミッティーは必要に応じて適切な措置を行います。

< 運用の流れ >



< 内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織 >

インベストメント・コントロール・コミッティーは、その活動内容等をエグゼクティブ・コミッティーに報告します。エグゼクティブ・コミッティーは代表取締役が議長を務め、委託会社の業務運営、リスク管理及び内部統制等に係る諸問題を把握し、取締役会決議事項については取締役会に対する諮問機関であるとともに、それ以外の事項については代表取締役が行う意思決定を補佐する機関としての役割を担います。さらに、コンプライアンス部は、運用部から独立した立場でガイドライン遵守状況及び利益相反取引等の検証を行います。また、独立したモニタリング活動として、すべての部門から独立した監査部が内部統制の有効性及び業務プロセスの効率性を検証し、経営陣に対して問題点の指摘、改善点の提案を行います。上記各組織については、その内部管理機能の有効性の観点から十分な人員を確保しております。

< 委託会社等によるファンドの関係法人に対する管理体制 >

当ファンドの受託会社に対する管理については、証券投資信託契約に基づく受託会社としての業務の適切な遂行及び全体的なサービスレベルを委託会社の業務部においてモニターしております。

運用委託先に対しては、運用委託に関する社内規程に基づき管理します。委託会社は、資産運用能力（運用パフォーマンス実績）、信用力、リスク管理能力（運用ガイドラインの遵守状況含む。）及び内部統制の状況（または内部監査の実施状況）の観点から、定期的に運用委託先を定量的・定性的に評価します。評価結果はインベストメント・コントロール・コミッティーに報告され、同コミッティーは評価結果を踏まえて運用委託先の契約継続の可否等を検討します。また重要な契約違反、エラーまたは問題点などが判明した場合、直ちに運用委託先に報告及び是正を求めるものとします。

（注）運用体制は、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

年2回の毎決算時（原則として毎年4月15日及び10月15日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則と

して以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入と売買益等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

(5)【投資制限】

< 信託約款で定める投資制限 >

a . 株式への投資制限

株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

b . 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

c . 投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

d . 投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

e . 信用取引の指図範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

上記の信用取引の指図は、当該売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

f . 公社債の空売りの指図範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

上記の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

g . 公社債の借入れ

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

上記の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

上記の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

h . 先物取引等の運用指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）並びに外国の取引所におけるこれらの取引の類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

イ．スワップ取引の運用指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した額で評価するものとします。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ロ．金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ハ．有価証券の貸付の指図及び範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ニ．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ホ．外国為替予約の指図及び範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

上記の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

上記の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

n．資金の借入れ

委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

上記の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

- 1．一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。
- 2．一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
- 3．借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内。

上記の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

< 法令で定める投資制限 >

同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次のa．の数がb．の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

a．委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

b．当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) 当ファンドの主なリスク及び留意点

当ファンドは、株式などの値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの基準価額は、主に以下のリスクにより変動し、損失を生じるおそれがあります。

株価変動リスク

当ファンドは主に株式に投資しますので、ファンドの基準価額は組入れている株式の価格変動の影響を受けません。株価は政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

信用リスク

投資した株式について、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落要因のひとつであり、これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

ベンチマークからの乖離リスク

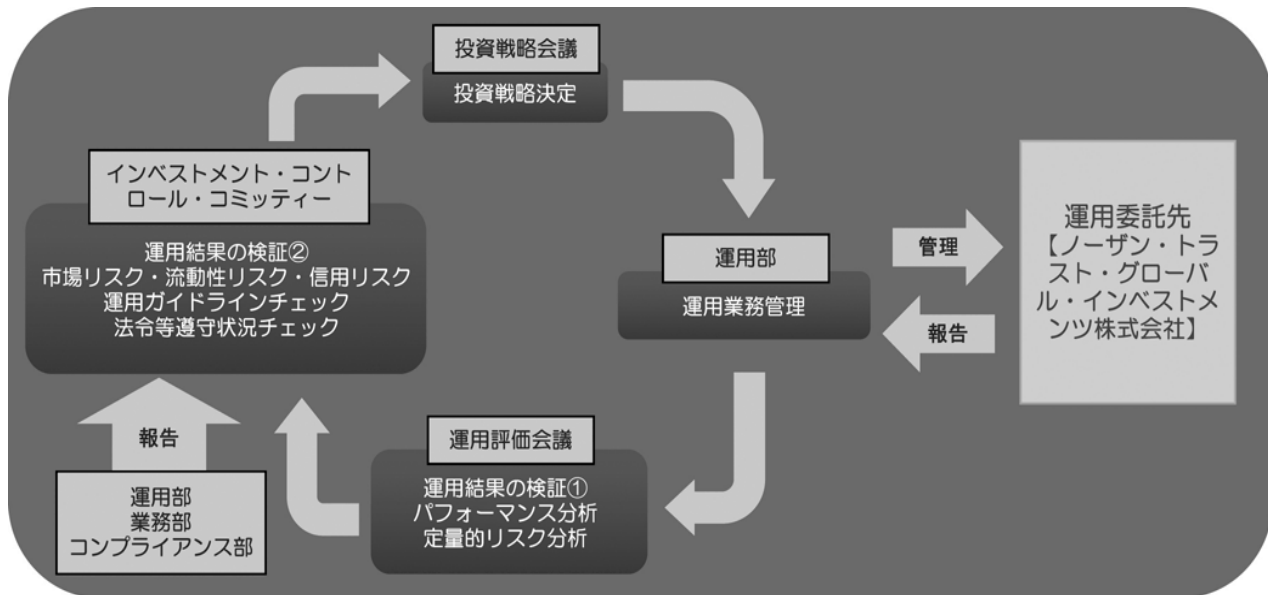
当ファンドは、TOPIXに連動した投資成果を目指して運用を行います。主に資金の流出入と、実際に株式を売買する間の時間の差、株式売買委託手数料や信託報酬等の負担によって、基準価額がベンチマークから乖離することがあります。このため、TOPIXが下落した場合には、基準価額がTOPIXよりも大きく下落し、より大きな損失を被ることがあります。

その他の留意点

- ・当ファンドの追加設定（ファンドへの資金流入）及び一部解約（ファンドからの資金流出）による資金の流出入に伴い、基準価額が影響を受ける場合があります。大量の追加設定があった場合、原則として迅速に有価証券の組入れを行います。買付け予定銘柄によっては流動性などの観点から買付け終了までに時間がかかることがあります。同様に大量の解約があった場合にも解約資金を手当てするため保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって、基準価額が大きく変動する可能性があります。
- ・委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得申込み・解約請求の受付を中止すること及び既に受付けた取得申込み・解約請求の受付を取消することができます。
- ・当ファンドの資産規模によっては、投資方針に沿った運用ができない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。
- ・当ファンドは、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等に必要な手続き等を経て繰上償還されることがあります。
- ・資金動向、市況動向その他の要因により、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ・法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性もあります。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社のリスク管理体制は以下の通りです。



委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、委託先リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況など様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。

運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用委託先管理業務を行っております。

(注) 投資リスクに対する管理体制は、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）に係る手数料はありません。

ただし、換金（解約）時に、一部解約の実行の請求を受付けた日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%を乗じて得た額）が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.7875%（税抜0.75%）を乗じて得た額とし、その配分は以下の通りとします。

（年率）

委託会社	販売会社	受託会社	合計
0.3570%	0.3570%	0.0735%	0.7875%
（税抜0.34%）	（税抜0.34%）	（税抜0.07%）	（税抜0.75%）

（注）委託会社及び受託会社の報酬は、ファンドから支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。

上記の信託報酬並びに当該信託報酬に係る消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」といいます。）は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

当ファンドの運用の指図を行うノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社に対する投資顧問報酬は、上記に基づいて委託会社が受ける報酬から毎計算期末または信託終了のとき支弁するものとし、その報酬額は、信託財産の純資産総額に年率0.17%以内を乗じて得た金額とします。

(4)【その他の手数料等】

当ファンドは、以下の費用を受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。）及び受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

委託会社は、上記に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けの際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

上記において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は信託財産の規模等を考慮して、期中に、あらかじめ委託会社が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

上記において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支弁します。

なお、本書作成時点において、上記により定める上限は、信託財産の純資産総額に年率0.10%を乗じて得た金額

とします。

信託財産における組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料・税金は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料等に係る消費税等相当額、資産を外国で保管する場合の費用及び先物取引・オプション取引に要する費用等についても信託財産が負担するものとします。

(5)【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。

個別元本方式について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。

また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については下記「収益分配金について」をご参照下さい。）

収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

課税の取扱いについて

以下の内容は平成22年11月末現在施行されている税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

a. 個人の受益者に対する課税

収益分配金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として10%（所得税7%及び地方税3%）¹の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用があります。）または申告分離課税を選択することもできます。

一部解約金、償還金の取扱い

一部解約時及び償還時の差益については譲渡所得となり、原則として10%（所得税7%及び地方税3%）¹の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座において「源泉徴収あり」を選択した場合には、10%（所得税7%及び地方税3%）¹の税率による源泉徴収が行われます。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。

b. 法人の受益者に対する課税

収益分配金、一部解約金、償還金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、7%（所得税のみ）²の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。なお、原則として、益金不算入制度の適用が可能です。

- 1 税率は平成24年1月1日から20%（所得税15%及び地方税5%）となる予定です。
- 2 税率は平成24年1月1日から15%（所得税のみ）となる予定です。

（注1）上記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。買取請求時の課税の取扱いについて、詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

（注2）課税上の取扱いの詳細については、税務専門家または税務署にご確認下さい。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成22年11月30日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	2,279,543,673	97.92
コール・ローン・その他の資産 (負債控除後)	-	48,311,580	2.08
合計(純資産総額)	-	2,327,855,253	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

< 評価額(上位30銘柄) >

(平成22年11月30日現在)

国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株数)	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	25,500	2,894.00 3,220.00	73,797,000 82,110,000	3.53
日本	株式	三菱UFJフィナン シャル・グループ	銀行業	147,200	385.00 396.00	56,672,000 58,291,200	2.50
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	16,600	2,964.00 3,010.00	49,202,400 49,966,000	2.15
日本	株式	キヤノン	電気機器	12,300	3,860.00 3,945.00	47,478,000 48,523,500	2.08
日本	株式	三井住友フィナン シャルグループ	銀行業	14,800	2,387.63 2,569.00	35,337,000 38,021,200	1.63
日本	株式	三菱商事	卸売業	15,600	2,088.00 2,116.00	32,572,800 33,009,600	1.42
日本	株式	ソニー	電気機器	11,100	2,619.10 2,971.00	29,072,100 32,978,100	1.42
日本	株式	みずほフィナンシャ ルグループ	銀行業	239,300	116.00 133.00	27,758,800 31,826,900	1.37
日本	株式	日本電信電話	情報・通信 業	8,300	3,673.62 3,790.00	30,491,100 31,457,000	1.35
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	7,800	3,867.61 3,890.00	30,167,400 30,342,000	1.30
日本	株式	東京電力	電気・ガス 業	14,400	1,910.54 1,950.00	27,511,776 28,080,000	1.21
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信 業	8,700	2,745.60 2,900.00	23,886,800 25,230,000	1.08
日本	株式	ファナック	電気機器	2,100	11,335.42 11,990.00	23,804,400 25,179,000	1.08
日本	株式	任天堂	その他製品	1,100	20,730.00 22,730.00	22,803,000 25,003,000	1.07
日本	株式	パナソニック	電気機器	19,300	1,193.00 1,204.00	23,024,900 23,237,200	1.00
日本	株式	小松製作所	機械	9,800	1,954.77 2,318.00	19,156,800 22,716,400	0.98
日本	株式	三井物産	卸売業	16,800	1,355.00 1,307.00	22,764,000 21,957,600	0.94
日本	株式	エヌ・ティ・ティ・ ドコモ	情報・通信 業	160	135,200.00 135,800.00	21,632,000 21,728,000	0.93
日本	株式	野村ホールディング ス	証券、商品先 物取引業	41,500	427.24 482.00	17,730,500 20,003,000	0.86
日本	株式	三菱地所	不動産業	14,000	1,503.00 1,412.00	21,042,000 19,768,000	0.85
日本	株式	日産自動車	輸送用機器	25,100	752.86 785.00	18,896,800 19,703,500	0.85

日本	株式	日立製作所	電気機器	45,000	352.00 396.00	15,840,000 17,820,000	0.77
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	7,500	2,343.00 2,367.00	17,572,500 17,752,500	0.76
日本	株式	東芝	電気機器	39,000	412.00 436.00	16,068,000 17,004,000	0.73
日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	3,400	4,960.00 5,000.00	16,864,000 17,000,000	0.73
日本	株式	三菱電機	電気機器	20,000	749.00 829.00	14,980,000 16,580,000	0.71
日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	8,100	1,926.00 2,045.00	15,600,600 16,564,500	0.71
日本	株式	関西電力	電気・ガス業	8,000	1,924.00 2,013.00	15,392,000 16,104,000	0.69
日本	株式	新日本製鐵	鉄鋼	54,000	267.00 277.00	14,418,000 14,958,000	0.64
日本	株式	京セラ	電気機器	1,700	8,583.88 8,540.00	14,592,600 14,518,000	0.62

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

< 種類別及び業種別投資比率 >

(平成22年11月30日現在)

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	水産・農林業	0.10
		鉱業	0.48
		建設業	1.94
		食料品	2.89
		繊維製品	0.86
		パルプ・紙	0.34
		化学	5.65
		医薬品	4.19
		石油・石炭製品	0.83
		ゴム製品	0.60
		ガラス・土石製品	1.19
		鉄鋼	2.33
		非鉄金属	1.33
		金属製品	0.66
		機械	4.82
		電気機器	15.01
		輸送用機器	9.82
		精密機器	1.39
		その他製品	2.09
		電気・ガス業	4.78
		陸運業	3.49
		海運業	0.61
		空運業	0.33
		倉庫・運輸関連業	0.24
		情報・通信業	5.66
		卸売業	5.22
		小売業	3.53
		銀行業	8.85
		証券・商品先物取引業	1.52
		保険業	2.48
		その他金融業	0.73
		不動産業	2.37
サービス業	1.62		
	小計	97.92	
	合計	97.92	

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類別及び業種別の評価金額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

計算期間末 または各月末	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第5期 (平成13年4月16日)	4,738	4,738	1.0955	1.0955
第6期 (平成13年10月15日)	6,049	6,049	0.9073	0.9073
第7期 (平成14年4月15日)	6,613	6,613	0.9044	0.9044
第8期 (平成14年10月15日)	6,121	6,121	0.7444	0.7444
第9期 (平成15年4月15日)	5,665	5,665	0.6682	0.6682
第10期 (平成15年10月15日)	8,592	8,592	0.9150	0.9150
第11期 (平成16年4月15日)	8,287	8,287	1.0135	1.0135
第12期 (平成16年10月15日)	7,672	7,672	0.9372	0.9372
第13期 (平成17年4月15日)	7,492	7,492	0.9758	0.9758
第14期 (平成17年10月17日)	7,644	7,644	1.1872	1.1872
第15期 (平成18年4月17日)	23,653	23,734	1.4648	1.4698
第16期 (平成18年10月16日)	14,543	14,595	1.4036	1.4086
第17期 (平成19年4月16日)	9,353	9,384	1.4745	1.4795
第18期 (平成19年10月15日)	5,239	5,258	1.4192	1.4242
第19期 (平成20年4月15日)	3,812	3,830	1.0792	1.0842
第20期 (平成20年10月15日)	2,830	2,830	0.8259	0.8259
第21期 (平成21年4月15日)	2,509	2,509	0.7283	0.7283
第22期 (平成21年10月15日)	2,695	2,695	0.7920	0.7920
第23期 (平成22年4月15日)	2,774	2,774	0.8799	0.8799
第24期 (平成22年10月15日)	2,267	2,267	0.7317	0.7317
平成21年11月末	2,461	-	0.7348	-
平成21年12月末	2,571	-	0.7939	-
平成22年1月末	2,545	-	0.7878	-
平成22年2月末	2,506	-	0.7817	-
平成22年3月末	2,730	-	0.8624	-
平成22年4月末	2,731	-	0.8695	-
平成22年5月末	2,427	-	0.7749	-
平成22年6月末	2,317	-	0.7410	-
平成22年7月末	2,336	-	0.7472	-
平成22年8月末	2,207	-	0.7075	-
平成22年9月末	2,290	-	0.7345	-
平成22年10月末	2,211	-	0.7180	-
平成22年11月末	2,327	-	0.7615	-

（注）純資産総額は百万円未満切捨て。

【分配の推移】

計算期間	計算期間末	1口当たりの分配金(円)
第 5期	平成13年 4月16日	0.0000
第 6期	平成13年10月15日	0.0000
第 7期	平成14年 4月15日	0.0000
第 8期	平成14年10月15日	0.0000
第 9期	平成15年 4月15日	0.0000
第10期	平成15年10月15日	0.0000
第11期	平成16年 4月15日	0.0000
第12期	平成16年10月15日	0.0000
第13期	平成17年 4月15日	0.0000
第14期	平成17年10月17日	0.0000
第15期	平成18年 4月17日	0.0050
第16期	平成18年10月16日	0.0050
第17期	平成19年 4月16日	0.0050
第18期	平成19年10月15日	0.0050
第19期	平成20年 4月15日	0.0050
第20期	平成20年10月15日	0.0000
第21期	平成21年 4月15日	0.0000
第22期	平成21年10月15日	0.0000
第23期	平成22年 4月15日	0.0000
第24期	平成22年10月15日	0.0000

【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
第 5期 (平成12年10月17日～平成13年 4月16日)	10.7
第 6期 (平成13年 4月17日～平成13年10月15日)	17.2
第 7期 (平成13年10月16日～平成14年 4月15日)	0.3
第 8期 (平成14年 4月16日～平成14年10月15日)	17.7
第 9期 (平成14年10月16日～平成15年 4月15日)	10.2
第10期 (平成15年 4月16日～平成15年10月15日)	36.9
第11期 (平成15年10月16日～平成16年 4月15日)	10.8
第12期 (平成16年 4月16日～平成16年10月15日)	7.5
第13期 (平成16年10月16日～平成17年 4月15日)	4.1
第14期 (平成17年 4月16日～平成17年10月17日)	21.7
第15期 (平成17年10月18日～平成18年 4月17日)	23.8
第16期 (平成18年 4月18日～平成18年10月16日)	3.8
第17期 (平成18年10月17日～平成19年 4月16日)	5.4
第18期 (平成19年 4月17日～平成19年10月15日)	3.4
第19期 (平成19年10月16日～平成20年 4月15日)	23.6
第20期 (平成20年 4月16日～平成20年10月15日)	23.5

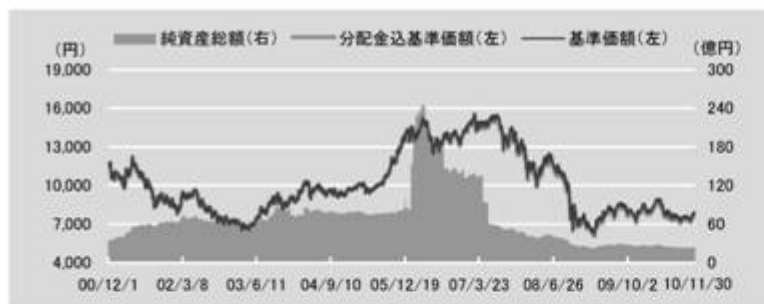
第21期 (平成20年10月16日～平成21年 4月15日)	11.8
第22期 (平成21年 4月16日～平成21年10月15日)	8.7
第23期 (平成21年10月16日～平成22年 4月15日)	11.1
第24期 (平成22年 4月16日～平成22年10月15日)	16.8

(注) 収益率は、小数第2位を四捨五入しております。

(参考情報)

基準日：2010年11月30日

基準価額・純資産の推移(2000/12/1~2010/11/30)



※1 基準価額の推移は、信託報酬控除後の価額を表示しております。

※2 分配金込基準価額の推移は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。

なお、分配金込基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しております。

分配の推移

1万口当たり、税引前	
2010年10月	0円
2010年4月	0円
2009年10月	0円
2009年4月	0円
2008年10月	0円
設定来累計	400円

主要な資産の状況

組入上位10銘柄

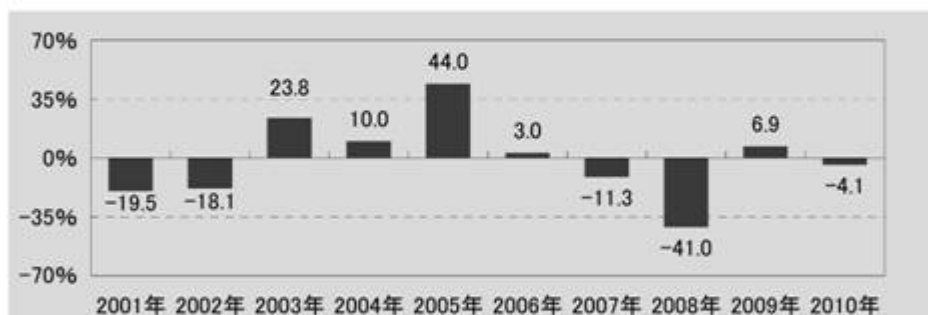
	銘柄	業種	比率(%)
1	トヨタ自動車	輸送用機器	3.5
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.5
3	本田技研工業	輸送用機器	2.1
4	キャノン	電気機器	2.1
5	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1.6
6	三菱商事	卸売業	1.4
7	ソニー	電気機器	1.4
8	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	1.4
9	日本電信電話	情報・通信業	1.4
10	武田薬品工業	医薬品	1.3

業種別構成比（上位5業種）

業種	比率(%)
電気機器	15.0
輸送用機器	9.8
銀行業	8.8
情報・通信業	5.7
化学	5.7

※ 比率は純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移



※1 年間収益率の推移は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。

※2 2010年は11月末までの騰落率を表示しております。

(注1) 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。

(注2) 最新の運用実績は、委託会社のホームページで開示されております。

(4)【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第 5期 (平成12年10月17日～平成13年 4月16日)	2,222,173,191	259,626,512
第 6期 (平成13年 4月17日～平成13年10月15日)	2,469,371,788	127,582,481
第 7期 (平成13年10月16日～平成14年 4月15日)	1,641,757,333	996,629,459
第 8期 (平成14年 4月16日～平成14年10月15日)	1,168,927,193	257,565,527
第 9期 (平成14年10月16日～平成15年 4月15日)	614,133,115	358,354,310
第10期 (平成15年 4月16日～平成15年10月15日)	1,645,326,966	733,812,650
第11期 (平成15年10月16日～平成16年 4月15日)	1,373,401,362	2,586,867,987
第12期 (平成16年 4月16日～平成16年10月15日)	510,123,666	500,073,953
第13期 (平成16年10月16日～平成17年 4月15日)	272,531,433	782,232,992
第14期 (平成17年 4月16日～平成17年10月17日)	206,262,640	1,444,269,659
第15期 (平成17年10月18日～平成18年 4月17日)	12,195,013,540	2,486,945,900
第16期 (平成18年 4月18日～平成18年10月16日)	276,115,151	6,062,019,122
第17期 (平成18年10月17日～平成19年 4月16日)	288,818,615	4,307,277,293
第18期 (平成19年 4月17日～平成19年10月15日)	179,750,041	2,830,828,275
第19期 (平成19年10月16日～平成20年 4月15日)	71,867,102	230,983,836
第20期 (平成20年 4月16日～平成20年10月15日)	79,803,005	186,329,860
第21期 (平成20年10月16日～平成21年 4月15日)	99,651,925	80,718,474
第22期 (平成21年 4月16日～平成21年10月15日)	65,088,889	106,654,615
第23期 (平成21年10月16日～平成22年 4月15日)	54,438,921	304,603,784
第24期 (平成22年 4月16日～平成22年10月15日)	48,922,569	103,384,288

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時まで取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。当ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申し出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約を締結します。なお、収益分配金を再投資せず受取りを希望される場合は、販売会社によっては再投資の停止を申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

また、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が、別途、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等を締結した場合、当該契約等で規定する取得申込みの方法によるものとします。

販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にお問合せ下さい。

当ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

申込単位は、販売会社が定める単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。申込単位の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

申込価額は、取得申込受付日の基準価額とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

申込代金については、原則として販売会社が定める日までに申込みの販売会社に支払うものとします。詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等

- a. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。
- b. 委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

一部解約の実行の請求の受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時まで一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドの一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

解約単位は、販売会社が定める単位とします。解約単位の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

解約価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%を乗じて得た額）を差し引いた額とします。

解約価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

お手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた額となります。詳しくは、前記「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して4営業日目から販売会社の本・支店、営業所等にて支払われます。

委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること及び既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記 に準じて計算された価額とします。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

（注）上記のほか、販売会社によっては受益権を買い取る場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

< 基準価額の計算方法等について >

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権1口当たりの純資産額が基準価額です。なお、便宜上、1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

また、原則として日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。（略称：日インデ）

< 運用資産の評価基準及び評価方法 >

株式	原則として、証券取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。
公社債等	法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって、時価評価します。
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。
外国為替予約取引	原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

(2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まりますので、保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託契約締結日（平成10年11月30日）から無期限とします。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年4月16日から10月15日まで及び10月16日から翌年4月15日までとすることを原則とします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

信託の終了

(イ) 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または運用体制の変更等のやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託会社は、上記(イ)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ハ) 上記(ロ)の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- (二) 上記(八)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(イ)の信託契約の解約をしません。
- (ホ) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ヘ) 上記(八)から(ホ)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(八)の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ハ) 上記(ロ)の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (二) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(イ)の信託約款の変更をしません。
- (ホ) 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

信託契約に関する監督官庁の命令

- (イ) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ロ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記 の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消し等に伴う取扱い

- (イ) 委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (ロ) 上記(イ)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、上記 (二)に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

運用報告書

委託会社は、法令に基づき、当該信託財産の計算期間の末日毎及び信託終了時に期中の運用経過、組入有価証券の内容及び有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて当該信託財産に係る知っている受益者に対して交付します。

関係法人との契約の更改等

<投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約>

当初の契約の有効期間は1年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに、委託会社及び販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。また、委託会社または販売会社は、他方に対して書面による通知を3ヵ月前になすことにより当該契約を解約することができます。

<投資顧問契約>

3ヵ月以上前の書面による相手方への通知により、どちらの当事者も投資顧問契約を終了することができます。

委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

- (イ) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- (ロ) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

- (イ) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記の規定にしたがい、新受託会社を選任します。
- (ロ) 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1)収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(2)償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、原則として信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(3)受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、販売会社が定める単位をもって一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して4営業日目から受益者に支払われます。

(4)反対者の買取請求権

前記「3 資産管理等の概要（5）その他」の「 信託の終了」または「 信託約款の変更」のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容及び買取請求の手續きに関する事項は、前記「3 資産管理等の概要（5）その他」の「 信託の終了（口）」または「 信託約款の変更（口）」に規定する公告または書面に付記します。

(5)帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1.当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、第23期計算期間（平成21年10月16日から平成22年4月15日まで）及び第24期計算期間（平成22年4月16日から平成22年10月15日まで）について、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2.当ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。

3.当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期計算期間（平成21年10月16日から平成22年4月15日まで）及び第24期計算期間（平成22年4月16日から平成22年10月15日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

ドイチェ・日本株式ファンド（トピックス連動型）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第23期計算期間 (平成22年4月15日現在)	第24期計算期間 (平成22年10月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	62,562,453	68,096,005
株式	2,670,791,962	2,196,700,380
派生商品評価勘定	4,434,250	974,550
未収入金	31,100,700	200,850
未収配当金	23,922,113	18,793,840
未収利息	119	130
差入委託証拠金	3,000,000	2,898,000
流動資産合計	2,795,811,597	2,287,663,755
資産合計		
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	382,808
前受金	3,800,000	1,394,000
未払金	-	14,814
未払解約金	5,656,957	7,621,690
未払受託者報酬	951,592	884,271
未払委託者報酬	9,243,999	8,589,918
その他未払費用	1,213,170	1,203,019
流動負債合計	20,865,718	20,090,520
負債合計		
純資産の部		
元本等		
元本	3,153,717,317	3,099,255,598
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	378,771,438	831,682,363
（分配準備積立金）	557,554,100	550,057,074
元本等合計	2,774,945,879	2,267,573,235
純資産合計		
負債純資産合計	2,795,811,597	2,287,663,755

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第23期計算期間 (自平成21年10月16日 至平成22年4月15日)	第24期計算期間 (自平成22年4月16日 至平成22年10月15日)
営業収益		
受取配当金	25,599,210	21,106,144
受取利息	24,217	22,843
有価証券売買等損益	255,297,280	460,531,890
派生商品取引等損益	5,795,525	14,678,465
その他収益	29,755	32,848
営業収益合計	286,745,987	454,048,520
営業費用		
受託者報酬	951,592	884,271
委託者報酬	9,243,999	8,589,918
その他費用	1,213,170	1,203,019
営業費用合計	11,408,761	10,677,208
営業利益又は営業損失()	275,337,226	464,725,728
経常利益又は経常損失()	275,337,226	464,725,728
当期純利益又は当期純損失()	275,337,226	464,725,728
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	1,197,991	10,611,569
期首剰余金又は期首欠損金()	707,980,060	378,771,438
剰余金増加額又は欠損金減少額	64,033,405	12,727,026
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	64,033,405	12,727,026
剰余金減少額又は欠損金増加額	11,360,000	11,523,792
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	11,360,000	11,523,792
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	378,771,438	831,682,363

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第23期計算期間 (自 平成21年10月16日 至 平成22年 4月15日)	第24期計算期間 (自 平成22年 4月16日 至 平成22年10月15日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式、新株予約権証券につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。</p> <p>計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>株式につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 同左</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>先物取引 先物取引については、個別法に基づき、原則として、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場を用いております。</p>	<p>先物取引 同左</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	第23期計算期間 (平成22年 4月15日現在)	第24期計算期間 (平成22年10月15日現在)
1. 計算期間末日における受益権の総数	3,153,717,317口	3,099,255,598口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は378,771,438円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は831,682,363円です。
3. 計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8799円 (8,799円)	0.7317円 (7,317円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第23期計算期間 (自 平成21年10月16日 至 平成22年 4月15日)	第24期計算期間 (自 平成22年 4月16日 至 平成22年10月15日)

1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に対して年率0.17%以内の額	同左
2. 分配金の計算方法	計算期間末における費用控除後の配当等収益(24,576,244円)、収益調整金(1,405,847,290円)、分配準備積立金(532,977,856円)より分配対象収益は1,963,401,390円(1万口当たり6,225円)であります。今期は分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(10,407,617円)、収益調整金(1,390,094,271円)、分配準備積立金(539,649,457円)より分配対象収益は1,940,151,345円(1万口当たり6,260円)であります。今期は分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第23期計算期間 (自平成21年10月16日 至平成22年4月15日)	第24期計算期間 (自平成22年4月16日 至平成22年10月15日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。 当ファンドが行うデリバティブ取引については、有価証券の価格変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、委託先リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況など様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。 運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用委託先管理業務を行っております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第23期計算期間 (平成22年4月15日現在)	第24期計算期間 (平成22年10月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左

2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引 (デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。</p>	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第23期計算期間(平成22年 4月15日現在)

種類	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	256,591,720
合計	256,591,720

第24期計算期間(平成22年10月15日現在)

種類	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	454,809,736
合計	454,809,736

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(株式関連)

区分	種類	第23期計算期間(平成22年 4月15日現在)			
		契約額等		時価(円)	評価損益(円)
		(円)	うち1年超(円)		
市場取引	株価指数先物取引	95,450,000	-	99,900,000	4,450,000
	買建				
	合計	95,450,000	-	99,900,000	4,450,000

区分	種類	第24期計算期間(平成22年10月15日現在)			
		契約額等		時価(円)	評価損益(円)
		(円)	うち1年超(円)		
市場取引	株価指数先物取引	66,585,000	-	67,189,500	604,500
	買建				
	合計	66,585,000	-	67,189,500	604,500

(注1) 時価の算定方法

1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
2. 先物取引の評価においては、原則として、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で購入しております。

(注2) デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されております。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第23期計算期間	第24期計算期間
	(平成22年 4月15日現在)	(平成22年10月15日現在)
元本の推移		
期首元本額	3,403,882,180円	3,153,717,317円
期中追加設定元本額	54,438,921円	48,922,569円
期中一部解約元本額	304,603,784円	103,384,288円

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

(ア) 株式

銘柄	株数	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
極洋	1,000	176	176,000	
日本水産	2,700	267	720,900	
マルハニチロホールディングス	5,000	131	655,000	
サカタのタネ	500	1,059	529,500	
ホクト	200	1,840	368,000	
住石ホールディングス	500	69	34,500	
日鉄鉱業	1,000	320	320,000	
三井松島産業	1,000	140	140,000	
国際石油開発帝石	16	452,500	7,240,000	
石油資源開発	300	3,305	991,500	
ショーボンドホールディングス	300	1,715	514,500	
ミライト・ホールディングス	200	531	106,200	
間組	400	65	26,000	
東急建設	1,330	249	331,170	
コムシスホールディングス	1,000	775	775,000	
ミサワホーム	500	375	187,500	
高松コンストラクショングループ	300	967	290,100	
東建コーポレーション	100	2,440	244,000	
ヤマウラ	1,000	190	190,000	
大成建設	10,000	174	1,740,000	
大林組	6,000	342	2,052,000	
清水建設	6,000	324	1,944,000	
飛鳥建設	6,000	20	120,000	
長谷工コーポレーション	11,500	68	782,000	
鹿島建設	10,000	188	1,880,000	
不動テトラ	2,700	50	135,000	
安藤建設	1,000	100	100,000	
西松建設	3,000	91	273,000	
三井住友建設	1,400	59	82,600	
前田建設工業	2,000	234	468,000	
奥村組	2,000	279	558,000	
戸田建設	3,000	273	819,000	
熊谷組	3,000	53	159,000	
三井ホーム	1,000	368	368,000	
大東建託	900	5,060	4,554,000	
新日本建設	200	196	39,200	
前田道路	1,000	601	601,000	
日本道路	1,000	165	165,000	
東亜建設工業	2,000	76	152,000	
若築建設	1,000	40	40,000	
東洋建設	6,000	39	234,000	
五洋建設	4,000	122	488,000	
住友林業	1,800	563	1,013,400	
巴コーポレーション	200	265	53,000	
パナホーム	1,000	458	458,000	
大和ハウス工業	5,000	898	4,490,000	
積水ハウス	7,000	774	5,418,000	
ユアテック	1,000	300	300,000	
中電工	400	922	368,800	
関電工	1,000	494	494,000	
きんでん	1,000	725	725,000	

トーエネック	1,000	440	440,000
日本電設工業	1,000	725	725,000
協和エクシオ	1,000	718	718,000
九電工	1,000	441	441,000
三機工業	1,000	566	566,000
日揮	2,000	1,613	3,226,000
中外炉工業	2,000	268	536,000
高砂熱学工業	1,000	621	621,000
NEC ネットズエスアイ	400	1,031	412,400
大気社	400	1,340	536,000
ダイダン	1,000	393	393,000
日比谷総合設備	200	663	132,600
東洋エンジニアリング	2,000	274	548,000
千代田化工建設	2,000	703	1,406,000
新興ブランテック	400	726	290,400
日本製粉	2,000	399	798,000
日清製粉グループ本社	2,000	1,036	2,072,000
昭和産業	2,000	222	444,000
日本甜菜製糖	1,000	198	198,000
三井製糖	1,000	303	303,000
森永製菓	4,000	187	748,000
江崎グリコ	1,000	991	991,000
山崎製パン	2,000	970	1,940,000
森永乳業	2,000	350	700,000
ヤクルト本社	1,300	2,391	3,108,300
明治ホールディングス	700	3,730	2,611,000
雪印メグミルク	500	1,474	737,000
日本ハム	2,000	988	1,976,000
伊藤ハム	2,000	258	516,000
丸大食品	1,000	242	242,000
米久	500	645	322,500
サッポロホールディングス	3,000	316	948,000
アサヒビール	4,100	1,636	6,707,600
キリンホールディングス	10,000	1,106	11,060,000
宝ホールディングス	2,000	457	914,000
オエノンホールディングス	1,000	181	181,000
メルシャン	2,000	154	308,000
三国コカ・コーラボトリング	600	698	418,800
コカ・コーラウエスト	500	1,261	630,500
コカ・コーラ セントラル ジャパン	400	1,035	414,000
ダイドードリンコ	100	2,694	269,400
伊藤園	700	1,327	928,900
日清オイリオグループ	1,000	367	367,000
不二製油	600	1,125	675,000
J - オイルミルズ	1,000	218	218,000
キッコーマン	2,000	884	1,768,000
味の素	6,000	808	4,848,000
キューピー	1,300	1,013	1,316,900
ハウス食品	1,000	1,197	1,197,000
カゴメ	900	1,524	1,371,600
アリアケジャパン	300	1,248	374,400
ニチレイ	3,000	346	1,038,000
東洋水産	1,000	1,699	1,699,000
日清食品ホールディングス	800	2,881	2,304,800
日本たばこ産業	49	256,400	12,563,600
なとり	500	776	388,000
片倉工業	500	766	383,000
ゲンゼ	2,000	299	598,000
東洋紡績	8,000	137	1,096,000
ユニチカ	8,000	70	560,000
富士紡ホールディングス	1,000	117	117,000
日清紡ホールディングス	1,000	853	853,000
倉敷紡績	3,000	128	384,000
シキボウ	1,000	106	106,000
日本毛織	1,000	633	633,000
ダイドーリミテッド	500	672	336,000
帝人	8,000	283	2,264,000
東レ	14,000	466	6,524,000

アツギ	1,000	99	99,000
セーレン	900	503	452,700
ワコールホールディングス	1,000	1,152	1,152,000
ホギメディカル	100	3,620	362,000
サンエー・インターナショナル	100	987	98,700
レナウン	700	196	137,200
三陽商会	1,000	315	315,000
オンワードホールディングス	1,000	632	632,000
ゴールドウイン	1,000	155	155,000
東京スタイル	1,000	635	635,000
デサント	1,000	399	399,000
特種東海製紙	2,000	190	380,000
王子製紙	9,000	370	3,330,000
三菱製紙	5,000	88	440,000
北越紀州製紙	1,500	393	589,500
大王製紙	1,000	533	533,000
日本製紙グループ本社	900	2,057	1,851,300
レンゴー	2,000	522	1,044,000
ザ・バック	100	1,461	146,100
クラレ	3,000	1,110	3,330,000
旭化成	12,000	468	5,616,000
コープケミカル	1,000	105	105,000
昭和電工	12,000	153	1,836,000
住友化学	14,000	354	4,956,000
日本化成	1,000	173	173,000
住友精化	1,000	329	329,000
日産化学工業	1,000	981	981,000
ラサ工業	1,000	55	55,000
クレハ	2,000	446	892,000
石原産業	5,000	55	275,000
日本曹達	2,000	351	702,000
東ソー	5,000	227	1,135,000
トクヤマ	3,000	429	1,287,000
セントラル硝子	2,000	371	742,000
東亜合成	3,000	350	1,050,000
関東電化工業	1,000	604	604,000
電気化学工業	4,000	370	1,480,000
信越化学工業	3,400	4,480	15,232,000
堺化学工業	1,000	325	325,000
エア・ウォーター	2,000	972	1,944,000
大陽日酸	3,000	683	2,049,000
日本化学工業	1,000	196	196,000
四国化成工業	1,000	479	479,000
ステラ ケミファ	100	2,990	299,000
日本触媒	1,000	779	779,000
大日精化工業	1,000	348	348,000
カネカ	3,000	497	1,491,000
三菱瓦斯化学	4,000	471	1,884,000
三井化学	7,000	247	1,729,000
J S R	2,100	1,378	2,893,800
東京応化工業	500	1,551	775,500
三菱ケミカルホールディングス	12,000	424	5,088,000
日本合成化学工業	1,000	461	461,000
ダイセル化学工業	3,000	574	1,722,000
住友ベークライト	2,000	432	864,000
積水化学工業	4,000	514	2,056,000
日本ゼオン	2,000	726	1,452,000
アイカ工業	900	987	888,300
宇部興産	10,000	190	1,900,000
日立化成工業	1,000	1,497	1,497,000
大倉工業	1,000	204	204,000
日本化薬	2,000	803	1,606,000
日本精化	100	496	49,600
A D E K A	1,100	866	952,600
日油	2,000	366	732,000
花王	5,700	1,973	11,246,100
三洋化成工業	1,000	613	613,000
大日本塗料	5,000	81	405,000

日本ペイント	2,000	598	1,196,000
関西ペイント	3,000	780	2,340,000
中国塗料	1,000	603	603,000
藤倉化成	900	497	447,300
太陽ホールディングス	200	2,317	463,400
D I C	7,000	149	1,043,000
東洋インキ製造	2,000	338	676,000
富士フイルムホールディングス	4,400	2,794	12,293,600
資生堂	3,700	1,725	6,382,500
ライオン	3,000	434	1,302,000
高砂香料工業	1,000	425	425,000
マンダム	300	2,264	679,200
ミルボン	100	2,249	224,900
ファンケル	600	1,255	753,000
コーセー	400	1,911	764,400
ドクターシーラボ	1	277,600	277,600
長谷川香料	400	1,330	532,000
小林製薬	300	3,595	1,078,500
荒川化学工業	100	909	90,900
メック	100	368	36,800
日本高純度化学	1	242,600	242,600
アース製薬	100	2,689	268,900
有沢製作所	500	509	254,500
日東電工	1,700	3,080	5,236,000
きもと	100	603	60,300
藤森工業	100	1,102	110,200
前澤化成工業	600	729	437,400
エフピコ	100	4,610	461,000
信越ポリマー	700	483	338,100
ニフコ	500	1,976	988,000
日本バルカー工業	3,000	247	741,000
ユニ・チャーム	1,200	3,100	3,720,000
協和発酵キリン	3,000	848	2,544,000
武田薬品工業	7,700	3,870	29,799,000
アステラス製薬	4,300	3,150	13,545,000
大日本住友製薬	1,600	708	1,132,800
塩野義製薬	3,000	1,488	4,464,000
田辺三菱製薬	2,000	1,352	2,704,000
日本新薬	1,000	1,177	1,177,000
中外製薬	2,200	1,500	3,300,000
科研製薬	1,000	880	880,000
エーザイ	2,500	2,844	7,110,000
ロート製薬	1,000	1,017	1,017,000
小野薬品工業	1,000	3,500	3,500,000
久光製薬	600	3,395	2,037,000
持田製薬	1,000	877	877,000
大正製薬	2,000	1,623	3,246,000
参天製薬	600	2,846	1,707,600
ツムラ	600	2,517	1,510,200
キッセイ薬品工業	500	1,589	794,500
生化学工業	600	897	538,200
鳥居薬品	300	1,551	465,300
東和薬品	100	4,770	477,000
沢井製薬	100	7,280	728,000
第一三共	6,600	1,755	11,583,000
昭和シェル石油	2,100	685	1,438,500
コスモ石油	6,000	212	1,272,000
東燃ゼネラル石油	3,000	723	2,169,000
ビービー・カストロール	200	306	61,200
A O Cホールディングス	700	364	254,800
出光興産	200	7,110	1,422,000
J Xホールディングス	21,400	486	10,400,400
横浜ゴム	2,000	397	794,000
東洋ゴム工業	2,000	159	318,000
ブリヂストン	6,400	1,418	9,075,200
住友ゴム工業	1,600	799	1,278,400
オカモト	1,000	341	341,000
ニッタ	200	1,200	240,000

東海ゴム工業	500	841	420,500
三ツ星ベルト	1,000	346	346,000
日東紡績	3,000	186	558,000
旭硝子	10,000	849	8,490,000
日本板硝子	6,000	171	1,026,000
日本電気硝子	3,000	1,129	3,387,000
住友大阪セメント	4,000	153	612,000
太平洋セメント	9,000	101	909,000
東海カーボン	2,000	514	1,028,000
日本カーボン	1,000	262	262,000
東洋炭素	100	4,605	460,500
ノリタケカンパニーリミテド	2,000	261	522,000
TOTO	3,000	550	1,650,000
日本碍子	2,000	1,527	3,054,000
日本特殊陶業	2,000	1,113	2,226,000
フジインコーポレーテッド	200	1,162	232,400
ニチアス	1,000	327	327,000
ニチハ	400	621	248,400
新日本製鐵	58,000	267	15,486,000
住友金属工業	38,000	194	7,372,000
神戸製鋼所	29,000	185	5,365,000
日新製鋼	8,000	153	1,224,000
中山製鋼所	2,000	111	222,000
合同製鐵	2,000	167	334,000
ジェイ エフ イー ホールディングス	4,400	2,666	11,730,400
東京製鐵	1,100	903	993,300
共英製鋼	200	1,023	204,600
大和工業	500	1,995	997,500
東京製鋼	1,000	167	167,000
大阪製鐵	300	1,194	358,200
淀川製鋼所	2,000	332	664,000
丸一鋼管	600	1,602	961,200
モリ工業	1,000	231	231,000
大同特殊鋼	3,000	393	1,179,000
日本金属工業	2,000	112	224,000
日本冶金工業	1,000	268	268,000
山陽特殊製鋼	1,000	384	384,000
愛知製鋼	1,000	420	420,000
日立金属	1,000	1,020	1,020,000
大平洋金属	1,000	722	722,000
日本電工	1,000	661	661,000
栗本鐵工所	2,000	99	198,000
旭テック	2,000	26	52,000
日本鑄鉄管	2,000	116	232,000
三菱製鋼	2,000	169	338,000
日本精線	1,000	432	432,000
日本軽金属	6,000	149	894,000
三井金属鉱業	6,000	259	1,554,000
東邦亜鉛	1,000	367	367,000
三菱マテリアル	12,000	263	3,156,000
住友金属鉱山	5,000	1,437	7,185,000
DOWAホールディングス	2,000	533	1,066,000
古河機械金属	6,000	85	510,000
大阪チタニウムテクノロジーズ	200	3,995	799,000
東邦チタニウム	400	2,429	971,600
住友軽金属工業	6,000	94	564,000
古河電気工業	7,000	294	2,058,000
住友電気工業	6,800	1,041	7,078,800
フジクラ	3,000	409	1,227,000
昭和電線ホールディングス	2,000	66	132,000
日立電線	2,000	205	410,000
リョービ	2,000	297	594,000
アサヒホールディングス	400	1,832	732,800
三協・立山ホールディングス	4,000	98	392,000
トーカロ	200	1,362	272,400
アルファC o	300	756	226,800
SUMCO	1,200	1,348	1,617,600
東洋製罐	1,400	1,450	2,030,000

三和ホールディングス	2,000	231	462,000
住生活グループ	2,800	1,481	4,146,800
ノーリツ	500	1,430	715,000
長府製作所	200	1,731	346,200
リンナイ	300	4,570	1,371,000
岡部	300	321	96,300
東プレ	500	609	304,500
高周波熱錬	700	597	417,900
東京製綱	2,000	229	458,000
日本発條	1,000	626	626,000
中央発條	1,000	277	277,000
三益半導体工業	200	824	164,800
日本製鋼所	3,000	813	2,439,000
三浦工業	400	2,017	806,800
タクマ	1,000	189	189,000
ツガミ	1,000	537	537,000
オークマ	2,000	494	988,000
東芝機械	1,000	291	291,000
アマダ	3,000	545	1,635,000
アイダエンジニアリング	1,000	286	286,000
牧野フライス製作所	1,000	596	596,000
オーエスジー	1,200	860	1,032,000
森精機製作所	1,000	776	776,000
ディスコ	200	4,735	947,000
日東工器	200	1,972	394,400
島精機製作所	300	1,625	487,500
ナブテスコ	1,000	1,398	1,398,000
三井海洋開発	200	1,262	252,400
S M C	700	12,280	8,596,000
新川	200	828	165,600
ユニオンツール	200	2,082	416,400
オイレス工業	200	1,245	249,000
サトー	400	949	379,600
小松製作所	9,200	1,956	17,995,200
住友重機械工業	4,000	458	1,832,000
日立建機	900	1,833	1,649,700
井関農機	2,000	215	430,000
T O W A	200	500	100,000
クボタ	8,000	753	6,024,000
東京機械製作所	1,000	69	69,000
新東工業	600	572	343,200
アイチ コーポレーション	700	296	207,200
小森コーポレーション	500	844	422,000
住友精密工業	1,000	286	286,000
荏原製作所	4,000	357	1,428,000
西島製作所	100	1,392	139,200
ダイキン工業	2,300	2,939	6,759,700
トーヨーカネツ	1,000	126	126,000
栗田工業	1,100	2,172	2,389,200
椿本チエイン	1,000	362	362,000
木村化工機	200	523	104,600
ダイフク	1,000	428	428,000
タダノ	1,000	381	381,000
シーケーディ	800	592	473,600
平和	500	1,005	502,500
理想科学工業	100	1,152	115,200
S A N K Y O	600	4,385	2,631,000
日本金銭機械	500	630	315,000
マースエンジニアリング	100	1,281	128,100
アビリット	300	76	22,800
アマノ	700	672	470,400
J U K I	1,000	132	132,000
サンデン	1,000	344	344,000
蛇の目シン工業	5,000	53	265,000
シルバー精工	1,000	4	4,000
グローリー	600	1,913	1,147,800
セガサミーホールディングス	2,200	1,271	2,796,200
リケン	1,000	278	278,000

帝国ビストンリング	200	606	121,200
ホシザキ電機	400	1,471	588,400
日本精工	4,000	637	2,548,000
NTN	5,000	382	1,910,000
ジェイテクト	2,000	837	1,674,000
不二越	3,000	230	690,000
日本トムソン	1,000	558	558,000
THK	1,400	1,626	2,276,400
ユーシン精機	100	1,522	152,200
前澤工業	600	135	81,000
日本ビラー工業	1,000	384	384,000
キッツ	1,000	355	355,000
日立工機	600	677	406,200
マキタ	1,300	2,753	3,578,900
日立造船	10,500	114	1,197,000
三菱重工業	34,000	303	10,302,000
IHI	15,000	152	2,280,000
イビデン	1,400	1,982	2,774,800
コニカミノルタホールディングス	4,500	857	3,856,500
ブラザー工業	2,800	1,056	2,956,800
ミネベア	3,000	449	1,347,000
日立製作所	46,000	352	16,192,000
東芝	45,000	412	18,540,000
三菱電機	18,000	751	13,518,000
富士電機ホールディングス	6,000	193	1,158,000
安川電機	2,000	664	1,328,000
シンフォニアテクノロジー	2,000	169	338,000
明電舎	2,000	324	648,000
デンヨー	100	552	55,200
東芝テック	2,000	306	612,000
芝浦メカトロニクス	1,000	281	281,000
マブチモーター	300	4,240	1,272,000
日本電産	900	7,070	6,363,000
高岳製作所	1,000	288	288,000
ダイヘン	1,000	344	344,000
JVC・ケンウッド・ホールディングス	1,000	278	278,000
日新電機	1,000	370	370,000
オムロン	2,400	1,933	4,639,200
日東工業	600	687	412,200
IDEC	600	655	393,000
エルピーダメモリ	2,100	892	1,873,200
ジーエス・ユアサ コーポレーション	4,000	602	2,408,000
メルコホールディングス	100	2,780	278,000
日本電気	26,000	228	5,928,000
富士通	20,000	552	11,040,000
沖電気工業	9,000	59	531,000
サンケン電気	1,000	274	274,000
ルネサスエレクトロニクス	900	697	627,300
セイコーエプソン	1,700	1,312	2,230,400
ワコム	5	91,400	457,000
アルバック	400	1,423	569,200
ナナオ	200	1,702	340,400
日本信号	800	557	445,600
日本無線	2,000	196	392,000
パナソニック	19,300	1,193	23,024,900
シャープ	9,000	835	7,515,000
アンリツ	1,000	525	525,000
富士通ゼネラル	1,000	397	397,000
ソニー	10,500	2,613	27,436,500
TDK	1,000	4,810	4,810,000
ミツミ電機	700	1,345	941,500
タムラ製作所	1,000	228	228,000
アルプス電気	1,800	730	1,314,000
バイオニア	1,800	277	498,600
日本電波工業	200	1,371	274,200
ローランド ディー・ジー	100	1,118	111,800
山水電気	10,000	3	30,000
フォスター電機	200	1,953	390,600

SMK	1,000	374	374,000
東光	1,000	126	126,000
ホシデン	600	809	485,400
ヒロセ電機	300	8,310	2,493,000
ユニデン	1,000	168	168,000
アルパイン	500	990	495,000
アイコム	100	2,183	218,300
船井電機	200	2,360	472,000
横河電機	2,200	580	1,276,000
新電元工業	1,000	316	316,000
山武	600	1,992	1,195,200
日本光電工業	400	1,617	646,800
堀場製作所	400	2,020	808,000
アドバンテスト	1,500	1,693	2,539,500
エスペック	100	468	46,800
キーエンス	400	19,410	7,764,000
日置電機	100	1,604	160,400
シスメックス	400	5,480	2,192,000
メガチップス	200	1,474	294,800
O B A R A	100	732	73,200
日本電産コパル電子	100	603	60,300
コーセル	400	1,019	407,600
オプテックス	100	922	92,200
千代田インテグレ	100	897	89,700
スタンレー電気	1,300	1,311	1,704,300
ウシオ電機	1,300	1,420	1,846,000
日本デジタル研究所	400	827	330,800

[次へ](#)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
図研	300	513	153,900	
日本電子	1,000	242	242,000	
カシオ計算機	2,300	601	1,382,300	
ファナック	2,000	11,310	22,620,000	
日本シイエムケイ	500	337	168,500	
エンプラス	200	1,161	232,200	
ローム	1,000	5,240	5,240,000	
浜松ホトニクス	800	2,592	2,073,600	
三井ハイテック	400	417	166,800	
新光電気工業	600	851	510,600	
京セラ	1,600	8,600	13,760,000	
太陽誘電	1,000	962	962,000	
村田製作所	2,200	4,460	9,812,000	
ユースン	200	688	137,600	
双葉電子工業	500	1,396	698,000	
北陸電気工業	1,000	157	157,000	
ニチコン	800	895	716,000	
日本ケミコン	1,000	318	318,000	
K O A	400	763	305,200	
小糸製作所	1,000	1,054	1,054,000	
ミツバ	1,000	518	518,000	
スター精密	500	751	375,500	
大日本スクリーン製造	2,000	461	922,000	
キャノン電子	200	2,040	408,000	
キャノン	13,100	3,860	50,566,000	
リコー	6,000	1,229	7,374,000	
東京エレクトロン	1,700	4,765	8,100,500	
トヨタ紡織	700	1,401	980,700	
ユニプレス	300	1,370	411,000	
豊田自動織機	1,800	2,218	3,992,400	
デンソー	4,600	2,473	11,375,800	
東海理化電機製作所	500	1,321	660,500	
三井造船	8,000	183	1,464,000	
佐世保重工業	1,000	155	155,000	
川崎重工業	16,000	236	3,776,000	
日本車輛製造	1,000	363	363,000	
日産自動車	23,800	754	17,945,200	
いすゞ自動車	13,000	322	4,186,000	
トヨタ自動車	27,200	2,894	78,716,800	
日野自動車	3,000	372	1,116,000	
三菱自動車工業	45,000	100	4,500,000	
武蔵精密工業	300	1,905	571,500	
トヨタ車体	400	1,188	475,200	
日産車体	1,000	580	580,000	
関東自動車工業	500	481	240,500	
新明和工業	1,000	309	309,000	
極東開発工業	100	309	30,900	
日信工業	400	1,405	562,000	
トピー工業	2,000	189	378,000	
ティラド	1,000	286	286,000	
曙ブレーキ工業	800	494	395,200	
タチエス	200	1,195	239,000	
N O K	1,000	1,408	1,408,000	
フタバ産業	600	432	259,200	
カヤバ工業	1,000	474	474,000	
プレス工業	1,000	290	290,000	
カルソニックカンセイ	2,000	272	544,000	
ケーヒン	400	1,753	701,200	
アイシン精機	1,800	2,564	4,615,200	
マツダ	13,000	214	2,782,000	
ダイハツ工業	2,000	1,084	2,168,000	
今仙電機製作所	100	1,003	100,300	
本田技研工業	16,900	2,964	50,091,600	
スズキ	4,000	1,967	7,868,000	
富士重工業	7,000	538	3,766,000	

ヤマハ発動機	3,000	1,210	3,630,000
ショーワ	600	510	306,000
エクセディ	300	2,579	773,700
豊田合成	600	1,820	1,092,000
愛三工業	400	618	247,200
エフ・シー・シー	300	1,772	531,600
シマノ	800	4,310	3,448,000
タカタ	300	1,927	578,100
テイ・エス テック	500	1,311	655,500
テルモ	1,500	4,290	6,435,000
日機装	1,000	610	610,000
島津製作所	2,000	657	1,314,000
東京精密	400	1,031	412,400
ニコン	3,600	1,582	5,695,200
トプコン	700	335	234,500
オリンパス	2,300	2,223	5,112,900
タムロン	200	1,644	328,800
HOYA	4,600	1,964	9,034,400
ノーリツ鋼機	500	508	254,000
エー・アンド・デイ	100	394	39,400
日本電産コパル	300	1,225	367,500
シチズンホールディングス	2,500	487	1,217,500
セイコーホールディングス	1,000	303	303,000
ニプロ	200	1,733	346,600
バンダイナムコホールディングス	2,400	737	1,768,800
フランスベッドホールディングス	4,000	115	460,000
パイロットコーポレーション	1	136,500	136,500
トッパン・フォームズ	600	772	463,200
フジシールインターナショナル	300	1,698	509,400
タカラトミー	900	617	555,300
アーク	1,100	79	86,900
プロネクサス	100	430	43,000
ウッドワン	1,000	253	253,000
凸版印刷	6,000	645	3,870,000
大日本印刷	6,000	1,033	6,198,000
日本写真印刷	300	1,826	547,800
アシックス	2,000	900	1,800,000
ツツミ	200	1,992	398,400
ローランド	400	844	337,600
ヤマハ	1,300	1,001	1,301,300
クリナップ	400	518	207,200
ビジョン	100	2,523	252,300
パラマウントベッド	300	2,210	663,000
リンテック	500	1,853	926,500
イトーキ	200	210	42,000
任天堂	1,100	20,730	22,803,000
タカラスタンダード	1,000	503	503,000
コクヨ	1,300	622	808,600
岡村製作所	1,000	428	428,000
美津濃	1,000	347	347,000
ユニハアー	400	1,036	414,400
東京電力	12,400	1,906	23,634,400
中部電力	6,500	1,910	12,415,000
関西電力	8,100	1,924	15,584,400
中国電力	3,000	1,583	4,749,000
北陸電力	2,100	1,823	3,828,300
東北電力	5,000	1,740	8,700,000
四国電力	2,200	2,301	5,062,200
九州電力	4,400	1,812	7,972,800
北海道電力	1,900	1,633	3,102,700
沖縄電力	100	3,665	366,500
電源開発	1,300	2,306	2,997,800
東京瓦斯	25,000	362	9,050,000
大阪瓦斯	21,000	283	5,943,000
東邦瓦斯	6,000	388	2,328,000
西部瓦斯	3,000	231	693,000
静岡瓦斯	500	486	243,000
東武鉄道	9,000	471	4,239,000

相鉄ホールディングス	3,000	258	774,000
東京急行電鉄	11,000	365	4,015,000
京浜急行電鉄	5,000	752	3,760,000
小田急電鉄	6,000	758	4,548,000
京王電鉄	6,000	568	3,408,000
京成電鉄	3,000	545	1,635,000
富士急行	1,000	447	447,000
東日本旅客鉄道	3,700	4,960	18,352,000
西日本旅客鉄道	17	297,000	5,049,000
東海旅客鉄道	17	629,000	10,693,000
西日本鉄道	3,000	343	1,029,000
近畿日本鉄道	18,000	267	4,806,000
阪急阪神ホールディングス	14,000	392	5,488,000
南海電気鉄道	4,000	352	1,408,000
京阪電気鉄道	5,000	361	1,805,000
名古屋鉄道	7,000	226	1,582,000
日本通運	8,000	305	2,440,000
ヤマトホールディングス	4,000	1,033	4,132,000
山九	2,000	333	666,000
センコー	1,000	240	240,000
日本梱包運輸倉庫	1,000	894	894,000
日本石油輸送	1,000	181	181,000
福山通運	2,000	405	810,000
セイノーホールディングス	2,000	484	968,000
神奈川中央交通	1,000	409	409,000
日立物流	500	1,237	618,500
日本郵船	15,000	330	4,950,000
商船三井	9,000	526	4,734,000
川崎汽船	5,000	321	1,605,000
N S ユナイテッド海運	1,000	213	213,000
乾汽船	200	446	89,200
飯野海運	1,000	395	395,000
第一中央汽船	2,000	199	398,000
全日本空輸	28,000	291	8,148,000
日新	2,000	177	354,000
三菱倉庫	1,000	1,019	1,019,000
三井倉庫	1,000	320	320,000
住友倉庫	2,000	416	832,000
東陽倉庫	4,000	178	712,000
日本トランスシティ	1,000	256	256,000
上組	2,000	603	1,206,000
郵船ロジスティクス	300	1,083	324,900
近鉄エクスプレス	200	1,876	375,200
東海運	100	175	17,500
バンテック	1	111,000	111,000
新日鉄ソリューションズ	200	1,397	279,400
I Tホールディングス	700	897	627,900
コーエーテクモホールディングス	500	516	258,000
ドワンゴ	1	155,900	155,900
マクロミル	1	120,400	120,400
ティーガイア	2	110,700	221,400
インターネットイニシアティブ	1	177,000	177,000
ソネットエンタテインメント	1	201,200	201,200
S R Aホールディングス	100	764	76,400
パナソニック電工インフォメーションシステムズ	100	2,013	201,300
フェイス	3	5,600	16,800
野村総合研究所	1,100	1,480	1,628,000
シンプレクス・ホールディングス	2	43,900	87,800
フジ・メディア・ホールディングス	22	103,500	2,277,000
オービック	70	14,460	1,012,200
ヤフー	120	30,300	3,636,000
トレンドマイクロ	800	2,425	1,940,000
日本オラクル	300	3,665	1,099,500
フューチャーアーキテクト	1	28,840	28,840
シーエーシー	100	593	59,300
オービックビジネスコンサルタント	100	4,095	409,500
伊藤忠テクノソリューションズ	300	2,406	721,800

アイティフォー	100	243	24,300
大塚商会	200	4,830	966,000
サイボウズ	1	21,810	21,810
ネットワンシステムズ	5	108,700	543,500
エイベックス・グループ・ホールディングス	400	1,092	436,800
日本ユニシス	500	498	249,000
兼松エレクトロニクス	100	791	79,100
東京放送ホールディングス	1,200	1,000	1,200,000
日本テレビ放送網	190	10,270	1,951,300
テレビ朝日	6	107,900	647,400
スカパーJ S A Tホールディングス	19	26,170	497,230
テレビ東京ホールディングス	100	1,296	129,600
イー・アクセス	12	58,700	704,400
N E C モバイルリング	100	2,021	202,100
日本電信電話	8,200	3,675	30,135,000
K D D I	32	398,500	12,752,000
光通信	300	1,474	442,200
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	171	135,200	23,119,200
インボイス	143	1,092	156,156
GMOインターネット	600	282	169,200
学研ホールディングス	2,000	142	284,000
ゼンリン	300	916	274,800
昭文社	400	556	222,400
角川グループホールディングス	200	1,807	361,400
インプレスホールディングス	300	115	34,500
松竹	1,000	538	538,000
東宝	1,600	1,261	2,017,600
東映	1,000	351	351,000
エヌ・ティ・ティ・データ	13	245,400	3,190,200
D T S	200	819	163,800
スクウェア・エニックス・ホールディングス	600	1,751	1,050,600
カプコン	500	1,282	641,000
住商情報システム	300	1,171	351,300
C S K	800	288	230,400
アイネス	500	482	241,000
T K C	300	1,577	473,100
富士ソフト	300	1,230	369,000
N S D	600	874	524,400
コナミ	900	1,454	1,308,600
J B C C ホールディングス	100	497	49,700
ソフトバンク	8,500	2,748	23,358,000
伊藤忠食品	100	2,737	273,700
双日	14,400	152	2,188,800
アルフレッサ ホールディングス	500	3,490	1,745,000
横浜冷凍	1,000	525	525,000
あい ホールディングス	400	276	110,400
ダイワボウホールディングス	2,000	181	362,000
バイタルケーエスケー・ホールディングス	100	690	69,000
日本コークス工業	1,500	127	190,500
J F E 商事ホールディングス	1,000	324	324,000
シップヘルスケアホールディングス	200	812	162,400
小野建	100	653	65,300
伯東	200	684	136,800
ナガイレーベン	300	1,928	578,400
菱食	200	1,816	363,200
松田産業	100	1,444	144,400
メディパルホールディングス	2,000	965	1,930,000
アドヴァン	500	576	288,000
アズワン	300	1,600	480,000
ドウシシャ	200	1,941	388,200
黒田電気	400	906	362,400
丸文	300	349	104,700
ハピネット	300	960	288,000
エクセル	400	871	348,400
ガリバーインターナショナル	60	4,430	265,800
シークス	100	737	73,700
マクニカ	200	1,542	308,400
伊藤忠商事	13,600	772	10,499,200

丸紅	16,000	536	8,576,000
F & A アクアホールディングス	200	739	147,800
長瀬産業	1,000	932	932,000
蝶理	3,000	89	267,000
豊田通商	2,000	1,326	2,652,000
三共生興	1,100	251	276,100
兼松	6,000	68	408,000
三井物産	16,900	1,355	22,899,500
日本紙パルプ商事	2,000	272	544,000
日立ハイテクノロジーズ	700	1,485	1,039,500
山善	1,000	304	304,000
住友商事	10,700	1,106	11,834,200
内田洋行	1,000	282	282,000
三菱商事	15,600	2,088	32,572,800
キャノンマーケティングジャパン	600	1,092	655,200
佐藤商事	100	427	42,700
菱洋エレクトロ	700	784	548,800
ユアサ商事	3,000	72	216,000
阪和興業	2,000	316	632,000
岩谷産業	2,000	247	494,000
すてきなイスグループ	1,000	171	171,000
三愛石油	1,000	338	338,000
稲畑産業	1,000	420	420,000
東邦ホールディングス	500	1,218	609,000
サンゲツ	300	1,757	527,100
ミツウロコ	400	474	189,600
シナネン	1,000	321	321,000
伊藤忠エネクス	1,000	376	376,000
ザ・トーカイ	1,000	351	351,000
サンリオ	600	1,655	993,000
リョーサン	300	2,007	602,100
新光商事	200	633	126,600
三信電気	300	704	211,200
東陽テクニカ	500	749	374,500
モスフードサービス	300	1,460	438,000
加賀電子	400	863	345,200
ヤマタネ	1,000	104	104,000
トラスコ中山	400	1,128	451,200
オートバックスセブン	200	3,080	616,000
加藤産業	400	1,112	444,800
イエローハット	200	532	106,400
因幡電機産業	300	2,008	602,400
住金物産	1,000	170	170,000
ミスミグループ本社	700	1,712	1,198,400
スズケン	700	2,655	1,858,500
ローソン	600	3,680	2,208,000
サンエー	100	3,140	314,000
カワチ薬品	200	1,492	298,400
エービーシー・マート	200	2,729	545,800
アスクル	200	1,663	332,600
ゲオ	4	74,800	299,200
ポイント	200	3,220	644,000
バル	50	2,649	132,450
エディオン	900	552	496,800
バルス	1	91,800	91,800
ハニーズ	220	1,041	229,020
アルペン	100	1,204	120,400
ビックカメラ	3	31,950	95,850
D C Mホールディングス	1,200	400	480,000
J . フロント リテイリング	5,000	434	2,170,000
ドトール・日レスホールディングス	400	1,129	451,600
マツモトキヨシホールディングス	400	1,484	593,600
ココカラファイン	100	1,666	166,600
三越伊勢丹ホールディングス	3,500	952	3,332,000
C H Iグループ	100	280	28,000
ブックオフコーポレーション	100	704	70,400
サークルKサンクス	500	1,097	548,500
日本調剤	20	2,791	55,820

コスモス薬品	100	2,575	257,500
セブン&アイ・ホールディングス	8,400	1,926	16,178,400
ツルハホールディングス	200	3,535	707,000
サンマルクホールディングス	100	2,886	288,600
カップ・クリエイト	200	1,778	355,600
ライトオン	300	369	110,700
良品計画	200	2,830	566,000
三城ホールディングス	600	672	403,200
コナカ	500	165	82,500
コジマ	400	363	145,200
コーナン商事	300	918	275,400
ワタミ	400	1,525	610,000
ドン・キホーテ	400	2,139	855,600
メガネトップ	200	815	163,000
西松屋チェーン	600	756	453,600
ゼンショー	700	744	520,800
サイゼリヤ	300	1,519	455,700
ユナイテッドアローズ	400	1,069	427,600
コロワイド	500	443	221,500
スギホールディングス	300	1,915	574,500
ファミリーマート	600	2,925	1,755,000
木曽路	100	1,747	174,700
千趣会	200	452	90,400
ケーヨー	300	400	120,000
日本瓦斯	200	1,142	228,400
ベスト電器	1,000	233	233,000
マルエツ	1,000	300	300,000
ロイヤルホールディングス	500	814	407,000
島忠	500	1,638	819,000
チヨダ	400	923	369,200
ライフコーポレーション	300	1,191	357,300
カスミ	1,000	424	424,000
AOKIホールディングス	300	1,143	342,900
コメリ	300	1,703	510,900
青山商事	500	1,303	651,500
しまむら	200	7,670	1,534,000
高島屋	2,000	684	1,368,000
松屋	400	485	194,000
エイチ・ツー・オー リテイリング	1,000	542	542,000
丸栄	1,000	88	88,000
ニッセンホールディングス	800	321	256,800
バルコ	700	630	441,000
丸井グループ	2,100	674	1,415,400
井筒屋	4,000	55	220,000
ダイエー	850	307	260,950
イオン	7,000	988	6,916,000
ユニー	1,700	719	1,222,300
イズミ	600	1,118	670,800
平和堂	400	1,040	416,000
フジ	300	1,610	483,000
ヤオコー	100	2,268	226,800
ゼビオ	200	1,558	311,600
ケーズホールディングス	300	1,999	599,700
ヤマダ電機	950	5,190	4,930,500
ニトリホールディングス	350	6,470	2,264,500
吉野家ホールディングス	7	104,800	733,600
プレナス	400	1,248	499,200
ミニストップ	300	1,227	368,100
アークス	100	1,087	108,700
パロー	600	608	364,800
ファーストリテイリング	500	10,820	5,410,000
サンドラッグ	400	2,170	868,000
ベルーナ	550	407	223,850
新生銀行	9,000	66	594,000
あおぞら銀行	7,000	128	896,000
三菱UFJフィナンシャル・グループ	148,600	385	57,211,000
りそなホールディングス	5,500	674	3,707,000
中央三井トラス・ホールディングス	11,000	294	3,234,000

三井住友フィナンシャルグループ	14,800	2,388	35,342,400
第四銀行	3,000	245	735,000
北越銀行	2,000	148	296,000
西日本シティ銀行	7,000	237	1,659,000
札幌北洋ホールディングス	2,900	344	997,600
千葉銀行	7,000	505	3,535,000
横浜銀行	13,000	401	5,213,000
常陽銀行	7,000	355	2,485,000
群馬銀行	5,000	415	2,075,000
武蔵野銀行	300	2,448	734,400
千葉興業銀行	500	479	239,500
筑波銀行	900	263	236,700
東京都民銀行	500	893	446,500
七十七銀行	3,000	403	1,209,000
青森銀行	2,000	206	412,000
秋田銀行	2,000	248	496,000
山形銀行	1,000	378	378,000
岩手銀行	100	3,480	348,000
東邦銀行	2,000	214	428,000
東北銀行	1,000	135	135,000
みちのく銀行	2,000	171	342,000
ふくおかフィナンシャルグループ	8,000	328	2,624,000
静岡銀行	6,000	720	4,320,000
十六銀行	3,000	244	732,000
スルガ銀行	2,000	735	1,470,000
八十二銀行	4,000	420	1,680,000
山梨中央銀行	2,000	308	616,000
大垣共立銀行	2,000	225	450,000
福井銀行	2,000	264	528,000
北國銀行	2,000	331	662,000
滋賀銀行	2,000	448	896,000
南都銀行	2,000	428	856,000
百五銀行	2,000	336	672,000
京都銀行	3,000	704	2,112,000
三重銀行	2,000	216	432,000
ほくほくフィナンシャルグループ	14,000	151	2,114,000
広島銀行	6,000	341	2,046,000
山陰合同銀行	1,000	559	559,000
中国銀行	2,000	970	1,940,000
伊予銀行	2,000	614	1,228,000
百十四銀行	2,000	308	616,000
四国銀行	2,000	241	482,000
阿波銀行	2,000	546	1,092,000
鹿児島銀行	1,000	483	483,000
大分銀行	1,000	260	260,000
宮崎銀行	2,000	222	444,000
肥後銀行	2,000	311	622,000
佐賀銀行	2,000	231	462,000
十八銀行	2,000	209	418,000
沖縄銀行	200	2,960	592,000
琉球銀行	600	989	593,400
住友信託銀行	17,000	442	7,514,000
みずほ信託銀行	17,000	73	1,241,000
八千代銀行	100	1,771	177,100
みずほフィナンシャルグループ	235,500	116	27,318,000
紀陽ホールディングス	8,000	114	912,000
山口フィナンシャルグループ	2,000	769	1,538,000
長野銀行	1,000	149	149,000
名古屋銀行	2,000	243	486,000
愛知銀行	100	4,625	462,500
第三銀行	2,000	222	444,000
中京銀行	1,000	233	233,000
東日本銀行	1,000	150	150,000
愛媛銀行	2,000	203	406,000
みなと銀行	3,000	128	384,000
京葉銀行	2,000	394	788,000
関西アーバン銀行	3,000	139	417,000
栃木銀行	1,000	320	320,000

東和銀行	5,000	70	350,000
福島銀行	1,000	46	46,000
トモニホールディングス	1,700	323	549,100
池田泉州ホールディングス	7,300	114	832,200
SBIホールディングス	195	10,160	1,981,200
日本アジア投資	1,000	49	49,000
ジャフコ	300	1,958	587,400
大和証券グループ本社	19,000	343	6,517,000
野村ホールディングス	39,300	427	16,781,100
みずほ証券	5,000	183	915,000
みずほインベスターズ証券	6,000	76	456,000
岡三証券グループ	2,000	246	492,000
丸三証券	800	443	354,400
東洋証券	2,000	124	248,000
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	2,000	284	568,000
水戸証券	1,000	139	139,000
いちよし証券	600	544	326,400
松井証券	1,300	464	603,200
マネックスグループ	14	22,400	313,600
カブドットコム証券	800	317	253,600
極東証券	200	632	126,400
岩井コスモホールディングス	200	608	121,600
NKSJホールディングス	15,000	575	8,625,000
MS&ADインシュアランスグループホールディングス	5,700	2,052	11,696,400
ソニーフィナンシャルホールディングス	8	291,700	2,333,600
第一生命保険	84	106,100	8,912,400
富士火災海上保険	2,000	105	210,000
東京海上ホールディングス	7,900	2,343	18,509,700
T&Dホールディングス	3,600	1,709	6,152,400
クレディセゾン	1,500	1,113	1,669,500
セディナ	2,100	134	281,400
芙蓉総合リース	200	2,389	477,800
興銀リース	300	1,660	498,000
東京センチュリーリース	500	1,049	524,500
日本証券金融	1,000	494	494,000
アイフル	1,450	46	66,700
ポケットカード	600	199	119,400
リコーリース	200	2,003	400,600
イオンクレジットサービス	1,000	868	868,000
NISグループ	1,300	9	11,700
アコム	520	922	479,440
プロミス	900	455	409,500
ジャックス	1,000	150	150,000
日立キャピタル	500	1,051	525,500
オリックス	1,020	7,150	7,293,000
三菱UFJリース	550	2,681	1,474,550
日本駐車場開発	31	3,590	111,290
昭栄	400	623	249,200
野村不動産ホールディングス	1,000	1,286	1,286,000
ヒューリック	400	534	213,600
パーク24	1,200	828	993,600
三井不動産	9,000	1,596	14,364,000
三菱地所	14,000	1,503	21,042,000
平和不動産	1,500	221	331,500
東京建物	4,000	343	1,372,000
ダイビル	700	679	475,300
サンケイビル	500	475	237,500
東急不動産	4,000	380	1,520,000
住友不動産	5,000	1,873	9,365,000
東宝不動産	500	499	249,500
大京	2,000	125	250,000
テーオーシー	1,200	344	412,800
レオパレス21	1,400	121	169,400
フジ住宅	100	303	30,300
空港施設	1,000	302	302,000
明和地所	300	439	131,700
住友不動産販売	90	3,830	344,700

ゴールドクレスト	160	1,807	289,120
東栄住宅	200	906	181,200
東急リバブル	100	992	99,200
飯田産業	200	637	127,400
アーネストワン	400	898	359,200
イオンモール	1,000	1,944	1,944,000
リサ・パートナーズ	4	35,450	141,800
エヌ・ティ・ティ都市開発	14	74,100	1,037,400
サンフロンティア不動産	1	9,750	9,750
ランドビジネス	1	12,710	12,710
日本空港ビルデング	500	1,341	670,500
日本工営	1,000	212	212,000
アコーディア・ゴルフ	6	69,900	419,400
パソナグループ	4	59,700	238,800
テンプホールディングス	200	699	139,800
NECフィールドディング	300	852	255,600
総合警備保障	900	824	741,600
カカクコム	2	460,500	921,000
アイロムホールディングス	17	1,748	29,716
セキュアード・キャピタル・ジャパン	1	71,400	71,400
エムスリー	1	363,500	363,500
ディー・エヌ・エー	600	2,196	1,317,600
博報堂DYホールディングス	300	3,880	1,164,000
ぐるなび	1	104,100	104,100
PGMホールディングス	5	50,500	252,500
イービーエス	2	202,200	404,400
ケネディクス	7	16,790	117,530
電通	2,000	1,897	3,794,000
テイクアンドギヴ・ニーズ	8	5,800	46,400
イオンファンタジー	100	823	82,300
ネクシィーズ	12	2,809	33,708
みらかホールディングス	400	2,885	1,154,000
サニックス	500	153	76,500
オリエンタルランド	500	7,630	3,815,000
ダスキン	800	1,403	1,122,400
ラウンドワン	400	271	108,400
リゾートトラスト	400	1,280	512,000
ビー・エム・エル	200	2,093	418,600
もしもしホットライン	250	2,000	500,000
リソー教育	32	3,835	122,720
ユー・エス・エス	250	6,210	1,552,500
カルチュア・コンビニエンス・クラブ	800	363	290,400
フルキャストホールディングス	5	3,640	18,200
リゾートソリューション	1,000	151	151,000
エイチ・アイ・エス	200	1,661	332,200
C&I Holdings	400	4	1,600
イチネンホールディングス	100	363	36,300
よみうりランド	1,000	288	288,000
東京都競馬	3,000	120	360,000
東京ドーム	2,000	211	422,000
トランス・コスモス	400	663	265,200
日本管財	200	1,283	256,600
セコム	2,000	3,765	7,530,000
メイテック	400	1,586	634,400
アサツー ディ・ケイ	400	1,800	720,000
応用地質	100	659	65,900
ベネッセホールディングス	700	3,630	2,541,000
イオンディライト	100	1,494	149,400
ニチイ学館	600	695	417,000
ダイセキ	400	1,438	575,200
合計			2,196,700,380

(イ) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
(3)注記表(デリバティブ取引に関する注記) 取引の時価等に関する事項で記載しております。

2【ファンドの現況】**【純資産額計算書】**

(平成22年11月30日現在)

資産総額	2,330,740,751円
負債総額	2,885,498円
純資産総額(-)	2,327,855,253円
発行済数量	3,056,781,943口
1単位当たり純資産額(/)	0.7615円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換について

該当事項はありません。

2. 受益者に対する特典

該当事項はありません。

3. 内国投資信託受益権の譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。ただし、受益権の譲渡の手続き及び受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

4. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

5. 償還金

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

6. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金等

資本金の額

3,078百万円（平成22年11月末現在）

発行する株式の総数

200,000株（平成22年11月末現在）

発行済株式総数

61,560株（平成22年11月末現在）

最近5年間における資本金の額の増減

平成18年12月20日 資本金を金1,998百万円から金2,328百万円へ増額

平成21年5月29日 資本金を金2,328百万円から金3,078百万円へ増額

(2) 委託会社の機構

委託会社は、取締役会及び監査役会をおきます。

取締役及び監査役は、株主総会の決議をもって選任され、その員数はそれぞれ3名以上とします。

取締役会は、取締役全員で組織され、経営に関するすべての重要事項及び法令または定款によって定められた事項につき意思決定を行います。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

監査役会は、監査役全員で組織され、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠のために選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間とします。

(投資信託の運用プロセス)

四半期毎に行われる投資戦略会議において、ドイチェ・アセット・マネジメント・グループの海外拠点からの情報を参考にしつつ、各投資対象についての市場見通し並びに大まかな運用方針を決定します。

運用担当者は、投資戦略会議の方針にしたがって各ファンドの運用計画を作成し、チーフ・インベストメント・オフィサーの承認を得ます。その際、必要に応じてグループ内の投資環境調査やモデルポートフォリオを参考にします。

承認された運用計画にしたがって、運用担当者は売買を指示し、ポートフォリオの構築を行います。その際ファンドによっては、外部運用機関と投資助言契約もしくは運用委託契約を結んだ上で運用を行う場合があります。

コンプライアンス部が、個々の売買についてガイドライン違反等がないか速やかにチェックを行います。

運用評価会議では、各ファンドの運用成績を分析するとともに、運用に際して取っているアクティブリスクの状況や他ファンドとの均一性についてレビューを行い、今後の運用へのフィードバックを行います。

インベストメント・コントロール・コミッティーにおいて、ガイドラインの遵守状況や運用上の改善すべき点などについて検討を行います。

コンプライアンス部は、運用部から独立した立場で、取引の妥当性のチェック及び利益相反取引のチェックを行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業務を行っています。

平成22年11月末現在、委託会社の運用するファンドは95本、純資産総額は528,447百万円です(ただし、親投資信託を除きます。)

ファンドの種類別の本数及び純資産総額は下記の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	単位型	株式投資信託	1本	24,237百万円
	追加型	株式投資信託	71本	432,905百万円
私募	追加型	株式投資信託	23本	71,305百万円
合計			95本	528,447百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。なお、前事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。
財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより記載しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び当事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)		当事業年度 (平成22年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
預金	*2	1,768,033	*2	2,553,250
前払費用		20,809		15,542
未収委託者報酬		1,129,811		1,561,607
未収運用受託報酬		87,545		66,046
未収投資助言報酬		266,854		146,224
未収収益		85,323		96,615
立替金	*2	50,428	*2	67,204
未収消費税等		51,466		11,239
為替予約		41,957		15,962
その他流動資産		12,964		9,048
流動資産合計		3,515,195		4,542,742
固定資産				
無形固定資産				
ソフトウェア	*1	48,623	*1	38,046
無形固定資産合計		48,623		38,046
投資その他の資産				
投資有価証券		-		1,000
長期差入保証金		25,200		200
敷金		23,100		16,285
投資その他の資産合計		48,300		17,486
固定資産合計		96,924		55,532
資産合計		3,612,119		4,598,274

(単位:千円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	59,914	52,086
未払収益分配金	3	3
未払償還金	1,508	1,508
未払手数料	575,892	786,933
その他未払金	5,928	33,868
未払費用	*2 1,200,116	*2 1,072,804
未払法人税等	6,340	15,998
賞与引当金	79,648	60,172
為替予約	-	343
流動負債合計	1,929,352	2,023,719
固定負債		
退職給付引当金	880,823	769,682
長期未払費用	189,912	117,648
固定負債合計	1,070,736	887,331
負債合計	3,000,088	2,911,051
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,328,000	3,078,000
資本剰余金		
資本準備金	1,080,000	1,830,000
資本剰余金合計	1,080,000	1,830,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,795,968	3,220,776
利益剰余金合計	2,795,968	3,220,776
株主資本合計	612,031	1,687,223
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	0
評価・換算差額等合計	-	0
純資産合計	612,031	1,687,223
負債・純資産合計	3,612,119	4,598,274

(2)【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	8,885,526	6,532,156
運用受託報酬	414,943	241,616
投資助言報酬	295,004	170,872
その他営業収益	277,728	290,901
営業収益合計	9,873,202	7,235,546
営業費用		
支払手数料	4,248,615	3,234,856
広告宣伝費	224,220	99,902
公告費	1,160	1,160
調査費	143,673	99,194
委託調査費	944,269	562,569
情報機器関連費	*1 221,823	*1 196,108
委託計算費	40,729	41,589
通信費	13,448	16,812
印刷費	182,917	110,171
協会費	8,853	6,442
諸会費	953	1,683
諸経費	111,304	56,830
営業費用合計	6,141,969	4,427,322
一般管理費		
役員報酬	57,669	58,902
給料・手当	1,274,106	921,070
賞与	437,874	429,816
交際費	78,253	40,732
寄付金	10,500	4,910
旅費交通費	92,517	36,793
租税公課	22,696	24,436
不動産賃借料	341,325	303,835
退職給付費用	117,819	90,245
固定資産減価償却費	4,136	10,577
福利厚生費	361,650	205,756
業務委託費	*1 1,105,512	*1 808,722
退職金	18,703	30,388
諸経費	106,289	77,043
一般管理費合計	4,029,053	3,043,230
営業損失()	297,820	235,007
営業外収益		
その他	1,380	14,264
営業外収益合計	1,380	14,264
営業外費用		
為替差損	19,360	8,249
その他	1,269	1,505
営業外費用合計	20,629	9,755
経常損失()	317,069	230,497
特別損失		
投資有価証券売却損	371,564	-
割増退職金	163,860	188,499
確定拠出年金制度移行に伴う損失	89,608	-

(単位:千円)

	前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
その他の特別損失	78,024	-
特別損失合計	703,058	188,499
税引前当期純損失()	1,020,128	418,997
法人税、住民税及び事業税	5,647	5,810
法人税等調整額	224,664	-
法人税等合計	230,311	5,810
当期純損失()	1,250,439	424,807

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,328,000	2,328,000
当期変動額		
新株の発行	-	750,000
当期変動額合計	-	750,000
当期末残高	2,328,000	3,078,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	1,080,000	1,080,000
当期変動額		
新株の発行	-	750,000
当期変動額合計	-	750,000
当期末残高	1,080,000	1,830,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	1,545,529	2,795,968
当期変動額		
当期純損失()	1,250,439	424,807
当期変動額合計	1,250,439	424,807
当期末残高	2,795,968	3,220,776
株主資本合計		
前期末残高	1,862,470	612,031
当期変動額		
新株の発行	-	1,500,000
当期純損失()	1,250,439	424,807
当期変動額合計	1,250,439	1,075,192
当期末残高	612,031	1,687,223
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	-	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	0
当期変動額合計	-	0
当期末残高	-	0
評価・換算差額等合計		
前期末残高	-	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	0
当期変動額合計	-	0
当期末残高	-	0

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
純資産合計		
前期末残高	1,862,470	612,031
当期変動額		
新株の発行	-	1,500,000
当期純損失()	1,250,439	424,807
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	0
当期変動額合計	1,250,439	1,075,192
当期末残高	612,031	1,687,223

重要な会計方針

	前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
1. 固定資産の減価償却の方法	(1)無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。	(1)無形固定資産 同左
2. デリバティブ取引の評価基準および評価方法	時価法を採用しております。	同左
3. 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当事業年度の計上額はありません。 (2)賞与引当金 支給見込額の当期負担額を計上しております。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。なお、会計基準変更時差異（283,741千円）については15年による均等額を費用処理していましたが、平成18年3月期のリストラの実施による従業員の大量退職に伴い、終了部分に対応する金額（83,930千円）を一時償却したため、未処理額を残存年数により均等に費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。 また、役員の退職時に支出が予測される役員退職慰労金支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を退職給付引当金に含めて計上しております。	(1)貸倒引当金 同左 (2)賞与引当金 同左 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。当社は、退職給付制度の見直しを行い、平成21年5月1日に、従来の適格年金制度から退職一時金制度と確定拠出年金制度へ移行しております。 なお、規定等の改定日が前事業年度中であることから、前事業年度において「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（平成14年1月31日企業会計基準適用指針第1号）および「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（平成14年3月29日実務対応報告第2号）を適用して、退職給付制度の終了に伴い発生が見込まれる損失を「確定拠出年金制度移行に伴う損失」として特別損失に89,608千円を計上しております。

	前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
		<p>数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を翌期から費用処理することとしております。</p> <p>また、役員の退職時に支出が予測される役員退職慰労金支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上し、退職給付引当金に含めて表示しております。</p>
	<p>(追加情報)</p> <p>当社は、退職給付制度の見直しを行い、平成21年5月1日に、従来の適格年金制度から退職一時金制度と確定拠出年金制度へ移行しております。なお、規定等の改定日が当事業年度中であることから、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（平成14年1月31日企業会計基準適用指針第1号）および「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（平成14年3月29日実務対応報告第2号）を適用して、退職給付制度の終了に伴い発生が見込まれる損失を「確定拠出年金制度移行に伴う損失」として特別損失に89,608千円を計上しております。</p>	
4．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の金銭債権債務は、期末決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同左
5．リース取引の処理方法	リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
6．その他財務諸表のための基本となる重要な事項	(1)消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	(1)消費税等の処理方法 同左

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
<p>(リース取引に関する会計基準等)</p> <p>当事業年度から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号)を適用しております。なお、これに伴う当事業年度への損益の影響はありません。また、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p>	

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
1 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 ソフトウェア 40,031 千円	1 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 ソフトウェア 50,608 千円
2 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下の通りであります。 預金 654,799 千円 立替金 3,062 千円 未払費用 386,677 千円	2 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下の通りであります。 預金 848,859 千円 立替金 3,086 千円 未払費用 203,369 千円

（損益計算書関係）

前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1 関係会社に対するものは次の通りであります。 情報機器関連費 13,151 千円 業務委託費 308,465 千円	1 関係会社に対するものは次の通りであります。 情報機器関連費 9,976 千円 業務委託費 158,460 千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	46,560	-	-	46,560

当事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	46,560	15,000	-	61,560

（リース取引関係）

前事業年度 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）				当事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）			
リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 (借主側) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 (借主側) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	器具備品	建物附属設備	合計		器具備品	建物附属設備	合計
取得価額相当額	458,345	626,567	1,084,912千円	取得価額相当額	454,121	629,387	1,083,508千円
減価償却累計額相当額	324,775	274,297	599,073千円	減価償却累計額相当額	337,754	306,949	644,704千円
期末残高相当額	133,569	352,270	485,839千円	期末残高相当額	116,367	322,437	438,804千円
未経過リース料期末残高相当額				未経過リース料期末残高相当額			
未経過リース料期末残高相当額				未経過リース料期末残高相当額			
1年以内				1年以内			
101,449千円				95,500千円			
1年超				1年超			
469,698千円				375,346千円			
合計				合計			
571,148千円				470,846千円			
支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額				支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額			
支払リース料				支払リース料			
97,089千円				101,581千円			
減価償却費相当額				減価償却費相当額			
68,479千円				59,217千円			
支払利息相当額				支払利息相当額			
6,249千円				5,644千円			
減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法				減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法			
減価償却費相当額の算定方法				減価償却費相当額の算定方法			
・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				同左			
利息相当額の算定方法				利息相当額の算定方法			
・リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				同左			

（金融商品関係）

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は顧客資産について投資助言・代理及び投資運用業務等を行っており、業務上必要と認められる場合以外は、自己勘定による資金運用は行っておりません。預金については全て決済性の当座預金であります。また、銀行借入や社債等による資金調達は行っていません。

デリバティブについても、外貨建営業債権及び債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っていません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当座預金並びに営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬及び未収収益は、取引先の信用リスクに晒されています。預金に関するリスクは、当社の社内規程に従い、取引先の信用リスクのモニタリングを行っており、営業債権に関するリスクは、取引先毎の期日管理及び残高管理を実施し、主要な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券は当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、業務上の必要性から保有しているもので、主に短期の日本国債やコールローンで運用されており、市場価格の変動リスク、市場の流動性リスクは限定的であります。

営業債務である未払手数料及び未払費用は、全て1年以内の支払期日です。

外貨建営業債権及び債務は為替変動リスクに晒されており、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して先物為替予約によりリスクの回避を実施しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、社内規程に基づいて取引、記帳及び取引先との残高照合等を行っております。

営業債務に関する流動性リスクについては、経理部において資金繰りをモニタリングしております。

上記、信用、市場、為替リスクに関する事項は、社内規程に基づいて定期的に社内委員会に報告され、審議、検討を行っております。また、流動性リスクに関する事項につきましても逐次、社内担当役員に報告されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預金	2,553,250	2,553,250	-
(2)未収委託者報酬	1,561,607	1,561,607	-
(3)未収運用受託報酬	66,046	66,046	-
(4)未収投資助言報酬	146,224	146,224	-
(5)未収収益	96,615	96,615	-
(6)投資有価証券 その他の有価証券	1,000	1,000	-
資産計	4,424,745	4,424,745	-
(1)未払手数料	786,933	786,933	-
(2)未払費用	1,072,804	1,072,804	-
負債計	1,859,738	1,859,738	-
デリバティブ取引(*1) ヘッジ会計が適用されていないもの	15,619	15,619	-
デリバティブ取引計	15,619	15,619	-

(*1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬及び(5)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6)投資有価証券

投資有価証券はその他有価証券に区分されており、時価については、解約価額によっております。

また、有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照下さい。

負債

(1)未払手数料及び(2)未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照下さい。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内
預金	2,553,250	-
未収委託者報酬	1,561,607	-
未収運用受託報酬	66,046	-
未収投資助言報酬	146,224	-
未収収益	96,615	-
投資有価証券		
その他の有価証券	-	1,000
合計	4,423,745	1,000

(注3)金銭債務の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内
未払手数料	786,933
未払費用	1,072,804
合計	1,859,738

（有価証券関係）

前事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

当事業年度中に売却したその他有価証券

区分	当事業年度 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）
売却額（千円）	128,435
売却益の合計額（千円）	-
売却損の合計額（千円）	371,564

当事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日）を適用しております。

1. その他有価証券

当期における有価証券の売却はなく、また保有目的の変更もありません。貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額は以下のとおりです。

（単位：千円）

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	1,000	1,000	0
合計		1,000	1,000	0

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容及び利用目的等

当社は通常の取引範囲内における外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避するために為替予約取引を行っております。

(2) 取引に対する取組方針

当社は外貨建取引に係る為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っており、投機的な取引及び短期的な売買差益を得る取引は行っておりません。

(3) 取引に係るリスクの内容

為替予約取引には、為替相場の変動によるリスクを有しております。なお、為替予約取引の契約先は、信用度の高い金融機関であるため、相手先の不履行によるいわゆる信用リスクは限定的と判断しております。

(4) 取引に係るリスク管理体制

為替予約取引の実行及び管理は、経理部が行っており、取引結果については経理部が定期的に取り締役及び各部長に報告することにより取引状況の管理が行われております。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 通貨関連

種類	契約額等（千円）	契約額等のうち一年超 （千円）	時価（千円）	評価損益（千円）
為替予約取引				
売建	-	-	-	-
買建	631,357	-	673,315	41,957
合計	631,357	-	673,315	41,957

(注) 1 時価の算定方法

為替予約取引・・・先物為替相場によっております。

当事業年度末（平成22年3月31日現在）

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物は通貨のみであり、貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

(a) 通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。）（単位：千円）

区分		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	6,946	-	343	343
	買建				
	ユーロ	355,373	-	15,962	15,962
合計		362,320	-	15,619	15,619

（退職給付関係）

（単位：千円）

前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)																																																																																																
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の退職金制度を有しております。平成4年12月より、この退職金制度の100%について適格退職年金制度を採用しております。また、一部の従業員を対象とした特別慰労金制度を採用しております。 当社は、退職給付制度を見直し、平成21年5月より適格退職年金制度に代えて、退職一時金制度と確定拠出年金制度に移行することとしました。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項（平成21年3月31日）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1)退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">399,679</td> </tr> <tr> <td>(2)年金資産</td> <td style="text-align: right;">212,231</td> </tr> <tr> <td>(3)未積立退職給付債務 (1)+(2)</td> <td style="text-align: right;">187,448</td> </tr> <tr> <td>(4)会計基準変更時差異の未処理額</td> <td style="text-align: right;">49,253</td> </tr> <tr> <td>(5)未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">40,355</td> </tr> <tr> <td>(6)貸借対照表計上額純額 (3)+(4)+(5)</td> <td style="text-align: right;">97,839</td> </tr> <tr> <td>(7)特別退職慰労引当金</td> <td style="text-align: right;">693,375</td> </tr> <tr> <td>(8)確定拠出年金制度移行に伴う損失</td> <td style="text-align: right;">89,608</td> </tr> <tr> <td>(9)退職給付引当金 (6)+(7)+(8)</td> <td style="text-align: right;">880,823</td> </tr> </table> <p>平成21年5月の、適格退職年金制度から退職一時金制度と確定拠出年金制度への移行に伴う発生する損失見積り額を、退職給付引当金として計上していません。</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1)勤務費用</td> <td style="text-align: right;">111,906</td> </tr> <tr> <td>(2)利息費用</td> <td style="text-align: right;">8,141</td> </tr> <tr> <td>(3)期待運用収益（減算）</td> <td style="text-align: right;">2,344</td> </tr> <tr> <td>(4)会計基準変更時差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">9,379</td> </tr> <tr> <td>(5)その他（退職給付債務の対象外の退職費用）</td> <td style="text-align: right;">5,746</td> </tr> <tr> <td>(6)数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">3,516</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">117,819</td> </tr> <tr> <td>(7)確定拠出年金制度移行に伴う損失</td> <td style="text-align: right;">89,608</td> </tr> <tr> <td>(8)割増退職金</td> <td style="text-align: right;">163,860</td> </tr> <tr> <td>(9)その他</td> <td style="text-align: right;">15,170</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">386,458</td> </tr> </table> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1)退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="text-align: center;">期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>(2)割引率</td> <td style="text-align: right;">2.20%</td> </tr> <tr> <td>(3)期待運用収益率</td> <td style="text-align: right;">1.40%</td> </tr> <tr> <td>(4)数理計算上の差異の処理年数</td> <td style="text-align: right;">5年</td> </tr> <tr> <td>(5)会計基準変更時差異の処理年数</td> <td style="text-align: right;">15年</td> </tr> </table>	(1)退職給付債務	399,679	(2)年金資産	212,231	(3)未積立退職給付債務 (1)+(2)	187,448	(4)会計基準変更時差異の未処理額	49,253	(5)未認識数理計算上の差異	40,355	(6)貸借対照表計上額純額 (3)+(4)+(5)	97,839	(7)特別退職慰労引当金	693,375	(8)確定拠出年金制度移行に伴う損失	89,608	(9)退職給付引当金 (6)+(7)+(8)	880,823	(1)勤務費用	111,906	(2)利息費用	8,141	(3)期待運用収益（減算）	2,344	(4)会計基準変更時差異の費用処理額	9,379	(5)その他（退職給付債務の対象外の退職費用）	5,746	(6)数理計算上の差異の費用処理額	3,516	退職給付費用	117,819	(7)確定拠出年金制度移行に伴う損失	89,608	(8)割増退職金	163,860	(9)その他	15,170	計	386,458	(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	(2)割引率	2.20%	(3)期待運用収益率	1.40%	(4)数理計算上の差異の処理年数	5年	(5)会計基準変更時差異の処理年数	15年	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職給付制度を見直し、平成21年5月より適格退職年金制度に代えて、退職一時金制度と確定拠出年金制度に移行しております。また、一部の従業員を対象とした特別慰労金制度を採用しております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項（平成22年3月31日）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1)退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">185,524</td> </tr> <tr> <td>(2)年金資産</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>(3)未積立退職給付債務 (1)+(2)</td> <td style="text-align: right;">185,524</td> </tr> <tr> <td>(4)会計基準変更時差異の未処理額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>(5)未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">5,925</td> </tr> <tr> <td>(6)貸借対照表計上額純額 (3)+(4)+(5)</td> <td style="text-align: right;">179,598</td> </tr> <tr> <td>(7)特別退職慰労引当金</td> <td style="text-align: right;">590,083</td> </tr> <tr> <td>(8)確定拠出年金制度移行に伴う損失</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>(9)退職給付引当金 (6)+(7)+(8)</td> <td style="text-align: right;">769,682</td> </tr> </table> <p>3. 退職給付費用に関する事項 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1)勤務費用</td> <td style="text-align: right;">40,141</td> </tr> <tr> <td>(2)利息費用</td> <td style="text-align: right;">3,961</td> </tr> <tr> <td>(3)期待運用収益（減算）</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>(4)会計基準変更時差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>(5)その他（退職給付債務の対象外の退職費用）</td> <td style="text-align: right;">46,142</td> </tr> <tr> <td>(6)数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">90,245</td> </tr> <tr> <td>(7)確定拠出年金制度移行に伴う損失</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>(8)割増退職金</td> <td style="text-align: right;">188,499</td> </tr> <tr> <td>(9)その他</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">278,745</td> </tr> </table> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1)退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="text-align: center;">期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>(2)割引率</td> <td style="text-align: right;">1.60%</td> </tr> <tr> <td>(3)数理計算上の差異の処理年数</td> <td style="text-align: right;">5年</td> </tr> </table>	(1)退職給付債務	185,524	(2)年金資産	-	(3)未積立退職給付債務 (1)+(2)	185,524	(4)会計基準変更時差異の未処理額	-	(5)未認識数理計算上の差異	5,925	(6)貸借対照表計上額純額 (3)+(4)+(5)	179,598	(7)特別退職慰労引当金	590,083	(8)確定拠出年金制度移行に伴う損失	-	(9)退職給付引当金 (6)+(7)+(8)	769,682	(1)勤務費用	40,141	(2)利息費用	3,961	(3)期待運用収益（減算）	-	(4)会計基準変更時差異の費用処理額	-	(5)その他（退職給付債務の対象外の退職費用）	46,142	(6)数理計算上の差異の費用処理額	-	退職給付費用	90,245	(7)確定拠出年金制度移行に伴う損失	-	(8)割増退職金	188,499	(9)その他	-	計	278,745	(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	(2)割引率	1.60%	(3)数理計算上の差異の処理年数	5年
(1)退職給付債務	399,679																																																																																																
(2)年金資産	212,231																																																																																																
(3)未積立退職給付債務 (1)+(2)	187,448																																																																																																
(4)会計基準変更時差異の未処理額	49,253																																																																																																
(5)未認識数理計算上の差異	40,355																																																																																																
(6)貸借対照表計上額純額 (3)+(4)+(5)	97,839																																																																																																
(7)特別退職慰労引当金	693,375																																																																																																
(8)確定拠出年金制度移行に伴う損失	89,608																																																																																																
(9)退職給付引当金 (6)+(7)+(8)	880,823																																																																																																
(1)勤務費用	111,906																																																																																																
(2)利息費用	8,141																																																																																																
(3)期待運用収益（減算）	2,344																																																																																																
(4)会計基準変更時差異の費用処理額	9,379																																																																																																
(5)その他（退職給付債務の対象外の退職費用）	5,746																																																																																																
(6)数理計算上の差異の費用処理額	3,516																																																																																																
退職給付費用	117,819																																																																																																
(7)確定拠出年金制度移行に伴う損失	89,608																																																																																																
(8)割増退職金	163,860																																																																																																
(9)その他	15,170																																																																																																
計	386,458																																																																																																
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																																																																																
(2)割引率	2.20%																																																																																																
(3)期待運用収益率	1.40%																																																																																																
(4)数理計算上の差異の処理年数	5年																																																																																																
(5)会計基準変更時差異の処理年数	15年																																																																																																
(1)退職給付債務	185,524																																																																																																
(2)年金資産	-																																																																																																
(3)未積立退職給付債務 (1)+(2)	185,524																																																																																																
(4)会計基準変更時差異の未処理額	-																																																																																																
(5)未認識数理計算上の差異	5,925																																																																																																
(6)貸借対照表計上額純額 (3)+(4)+(5)	179,598																																																																																																
(7)特別退職慰労引当金	590,083																																																																																																
(8)確定拠出年金制度移行に伴う損失	-																																																																																																
(9)退職給付引当金 (6)+(7)+(8)	769,682																																																																																																
(1)勤務費用	40,141																																																																																																
(2)利息費用	3,961																																																																																																
(3)期待運用収益（減算）	-																																																																																																
(4)会計基準変更時差異の費用処理額	-																																																																																																
(5)その他（退職給付債務の対象外の退職費用）	46,142																																																																																																
(6)数理計算上の差異の費用処理額	-																																																																																																
退職給付費用	90,245																																																																																																
(7)確定拠出年金制度移行に伴う損失	-																																																																																																
(8)割増退職金	188,499																																																																																																
(9)その他	-																																																																																																
計	278,745																																																																																																
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																																																																																
(2)割引率	1.60%																																																																																																
(3)数理計算上の差異の処理年数	5年																																																																																																

（税効果会計関係）

（単位：千円）

前事業年度 (平成21年3月31日)		当事業年度 (平成22年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
(繰延税金資産)		(繰延税金資産)	
賞与引当金損金算入否認額	32,417千円	賞与引当金損金算入否認額	24,490千円
未払費用否認額	565,741千円	未払費用否認額	484,514千円
未払事業税	216千円	未払事業税	4,158千円
退職給付引当金損金算入否認額	358,495千円	退職給付引当金損金算入否認額	313,260千円
繰越欠損金	1,010,937千円	繰越欠損金	1,278,513千円
その他	7,169千円	減価償却損金算入否認額	74,312千円
繰延税金資産小計	1,974,977千円	その他	1,220千円
評価性引当金	1,974,977千円	繰延税金資産小計	2,180,470千円
繰延税金資産合計	-	評価性引当金	2,180,470千円
繰延税金資産の純額	-	繰延税金資産合計	-
		繰延税金資産の純額	-
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率	40.7%	法定実効税率	40.7%
(調整)		(調整)	
交際費否認額	3.1%	交際費否認額	4.0%
役員賞与否認額	2.0%	役員賞与否認額	8.6%
評価性引当金	51.6%	評価性引当金	49.0%
住民税均等割	0.6%	住民税均等割	1.4%
その他	7.1%	その他	20.9%
税効果会計適用後の法人税の負担率	22.6%	税効果会計適用後の法人税の負担率	1.4%

関連当事者情報

前事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）を適用しております。なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランクフルト	1,461,399 千ユーロ	銀行業	(被所有) 間接100%	資金預入、 サービスの提供	*1 資金の預入 *2 マネージメントサービス *3 IT、管理部門サービス	- 267,087 54,530	預金 未払費用	654,799 - 386,677

（イ）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	ドイツ証券株式会社	東京都 千代田区	72,728 百万円	証券業	なし	サービスの提供 役員の兼任	*3 IT、管理部門サービス	607,419	未払費用	160,901
親会社の子会社	DWS Finanz-Service GmbH	ドイツ フランクフルト	5,000 千ユーロ	投資 運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*6 委託調査	416,588	未払費用	142,985
親会社の子会社	RREEF Limited	英国 ロンドン	1,822 千ポンド	投資 運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*5 その他営業収益	52,025	-	-
親会社の子会社	Deutsche Bank Trust Company Americas	米国 ニューヨーク	3,627,308 千ドル	銀行業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*4 運用受託報酬 *4 投資助言報酬	65,872 60,622	未収収益	139,804
親会社の子会社	Deutsche Asset Management (UK) Limited	英国 ロンドン	21,000 千ポンド	投資 運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*4 投資助言報酬	113,891	未収収益	97,433
親会社の子会社	ドイツ銀不動産有限会社	東京都 千代田区	46 百万円	サービス 業	なし	サービスの提供	*6 不動産賃借料 *2 マネージメントサービス	333,276 58,096	-	-
親会社の子会社	Deutsche Investment Management Americas Inc.	米国 ニューヨーク	10 ドル	投資 運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*4 運用受託報酬 *4 投資助言報酬 *5 その他営業収益 *3 IT、管理部門サービス *6 委託調査	32,296 40,251 47,922 55,937 173,217	未収収益 未払費用	99,424 90,707
親会社の子会社	RREEF America L.L.C.	米国 ウィルミントン	10 千ドル	投資 運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*5 その他営業収益	104,590	-	-

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	Deutsche Asset Management (Hong Kong) Limited	中国香港特別行政区	238,600 千香港ドル	投資運用業	なし	投資一任、助言契約サービスの提供 役員の兼任	*4 投資助言報酬	54,317	-	-
親会社の子会社	Deutsche Asset Management (Australia) Limited	オーストラリアシドニー	23,000 千豪ドル	投資運用業	なし	投資一任、助言契約サービスの提供	*5 その他営業収益	56,804	-	-
親会社の子会社	RREEF Management L.L.C.	米国ウィルミントン	1 千ドル	投資運用業	なし	投資一任、助言契約サービスの提供	*2 マネージメントサービス	33,244	-	-
親会社の子会社	Deutsche Asset Management (Asia) Limited	シンガポール	96,700 千SGドル	投資運用業	なし	投資一任、助言契約サービスの提供	*6 委託調査	49,951	-	-
親会社の子会社	DWS Investment S.A.	ルクセンブルグ	30,677 千ユーロ	投資運用業	なし	投資一任、助言契約サービスの提供	*4 運用受託報酬	82,580	-	-
親会社の子会社	D W S Investment GmbH	ドイツフランクフルト	115,000 千ユーロ	投資運用業	なし	投資一任、助言契約サービスの提供	*2 マネージメントサービス	33,216	未払費用	46,926
親会社の子会社	Deutsche Asset Management International GmbH	ドイツフランクフルト	8,000 千ユーロ	投資運用業	なし	投資一任、助言契約サービスの提供	*6 委託調査	52,417	-	-

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- *1 当座預金口座を開設しております。
- *2 当該会社とのサービス契約に基づき、マネージメント部門に関連した費用の計上を行っております。
- *3 当該会社とのサービス契約ないし当局の承認に基づき、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用の計上を行っております。
- *4 当該会社との契約に基づき、予め定められた料率で計算された運用受託報酬、投資助言報酬を受取っております。
- *5 当該会社とのサービス契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。
- *6 当該会社とのサービス契約に基づき、発生した費用の計上を行っております。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

Deutsche Bank Aktiengesellschaft フランクフルト証券取引所に上場

ニューヨーク証券取引所に上場

当事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランクフルト	1,589,399 千ユーロ	銀行業	(被所有) 間接100%	資金預入、 サービスの提供	*1 資金の預入 *2 マネージメントサービス	- 147,520	預金 未払費用	848,859 199,264

(イ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の 子会社	ドイツ証券 株式会社	東京都 千代田区	72,728 百万円	証券業	なし	サービスの提供 役員の兼任	*3 IT、管理部門サ ービス	438,708	未払費用	344,451
親会社の 子会社	DWS Finanz- Service GmbH	ドイツ フランク フルト	5,000 千ユーロ	投資 運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*6 委託調査	201,321	未払費用	55,692
親会社の 子会社	Deutsche Bank Trust Company Americas	米国 ニューヨ ーク	3,627,308 千ドル	銀行業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*4 運用受託報酬	64,937	-	-
親会社の 子会社	Deutsche Asset Management (UK) Limited	英国 ロンドン	21,000 千ポンド	投資 運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*4 投資助言報酬	69,330	未収収益	92,094
親会社の 子会社	ドイツ銀不動 産有限会社	東京都 千代田区	46 百万円	サービス業	なし	サービスの提供	*3 IT、管理部門サ ービス *6 不動産賃借料	89,670 305,369	未払費用	46,142
親会社の 子会社	Deutsche Investment Management Americas Inc.	米国 ニューヨ ーク	10 ドル	投資 運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*5 その他営業収益 *6 委託調査	43,631 126,069	未収収益 未払費用	43,839 105,374
親会社の 子会社	RREEF America L.L.C.	米国 ウィルミ ントン	10 千ドル	投資 運用業	なし	サービスの提供	*5 その他営業収益	115,787	-	-
親会社の 子会社	Deutsche Asset Management (Hong Kong) Limited	中国香港 特別 行政区	238,600 千香港 ドル	投資 運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供 役員の兼任	*4 投資助言報酬	82,564	未収収益	54,084
親会社の 子会社	DWS Investment S.A.	ルクセン ブルグ	30,677 千ユーロ	投資 運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*4 運用受託報酬 *5 その他営業収益	46,610 42,642	-	-
親会社の 子会社	DWS Investment GmbH	ドイツ フランク フルト	115,000 千ユーロ	投資 運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*6 委託調査	117,791	未払費用	117,211
親会社の 子会社	Deutsche Asset Management International GmbH	ドイツ フランク フルト	8,000 千ユーロ	投資 運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*6 委託調査	111,110	-	-

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 当座預金口座を開設しております。

*2 当該会社とのサービス契約に基づき、マネージメント部門に関連した費用の計上を行っております。

*3 当該会社とのサービス契約ないし、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用の計上を行って

おります。

- *4 当該会社との契約に基づき、予め定められた料率で計算された運用受託報酬、投資助言報酬を受取っております。
- *5 当該会社とのサービス契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。
- *6 当該会社とのサービス契約に基づき、発生した費用の計上を行っております。

2．親会社に関する注記

(1) 親会社情報

Deutsche Bank Aktiengesellschaft フランクフルト証券取引所に上場

ニューヨーク証券取引所に上場

（1株当たり情報）

項目	前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	13,144円 99銭	27,407円 79銭
1株当たり当期純損失（ ）	26,856円 51銭	7,178円 66銭

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため、記述しておりません。

2. 1株当たり当期純損失（ ）の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
当期純損失（ ）（千円）	1,250,439	424,807
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株主に係る当期純損失（ ）（千円）	1,250,439	424,807
期中平均株式数	46,560	59,176

（重要な後発事象）

前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
<p>1. 増資について 平成21年5月1日付取締役会決議に基づく、平成21年5月8日開催の臨時株主総会での決議に基づき、平成21年5月15日から平成21年5月31日までを払込期間とする第三者割当増資により新株式を次のとおり発行し、払込は5月29日に完了しました。</p> <p>(1) 発行新株株式数 普通株式 15,000株</p> <p>(2) 発行価額 1株につき 100,000円</p> <p>(3) 発行価額の総額 1,500,000,000円</p> <p>(4) 資本組入額の総額 750,000,000円</p> <p>2. 事業効率化に伴う人員の減少 当社は市場環境の変化に適応するために、平成21年4月より事業を効率化し、人員の適正配置を進めております。これに伴い追加で発生する退職金支給額は約130百万円を見込んでおり、平成22年3月期に特別損失として計上する予定です。</p>	

[次へ](#)

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となりました。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間末 (平成22年9月30日)
資産の部		
流動資産		
預金		3,134,758
前払費用		8,380
未収委託者報酬		1,404,613
未収運用受託報酬		87,988
未収投資助言報酬		73,959
未収収益		181,283
立替金		46,555
その他流動資産		22,043
流動資産計		4,959,584
固定資産		
無形固定資産	1	32,849
投資その他の資産		29,063
固定資産計		61,912
資産合計		5,021,496
負債の部		
流動負債		
預り金	2	71,475
未払金		
未払収益分配金		3
未払償還金		1,508
未払手数料		711,271
その他未払金		22,917
未払費用		1,065,026
未払法人税等		12,949
賞与引当金		184,144
その他流動負債		957
流動負債計		2,070,255
固定負債		
退職給付引当金		732,996
長期未払費用		115,209
固定負債計		848,206
負債合計		2,918,462
純資産の部		
株主資本		
資本金		3,078,000
資本剰余金		
資本準備金		1,830,000
資本剰余金計		1,830,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		2,804,970
利益剰余金計		2,804,970
株主資本計		2,103,029
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		5
評価・換算差額等合計		5
純資産合計		2,103,034
負債・純資産合計		5,021,496

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間	
	(自 平成22年4月1日	
	至 平成22年9月30日)	
営業収益		
委託者報酬		3,495,769
運用受託報酬		117,553
投資助言報酬		73,673
その他営業収益		256,965
営業収益計		3,943,961
営業費用		
支払手数料		1,715,781
その他営業費用		576,719
営業費用計		2,292,501
一般管理費	1	1,323,498
営業利益		327,960
営業外収益		585
営業外費用	2	1,738
経常利益		326,807
特別利益	3	91,903
税引前中間純利益		418,710
法人税、住民税及び事業税		2,905
法人税等合計		2,905
中間純利益		415,805

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	
株主資本		
資本金		
前期末残高		3,078,000
当中間期変動額		-
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		3,078,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高		1,830,000
当中間期変動額		-
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		1,830,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高		3,220,776
当中間期変動額		
中間純利益		415,805
当中間期変動額合計		415,805
当中間期末残高		2,804,970
株主資本合計		
前期末残高		1,687,223
当中間期変動額		
中間純利益		415,805
当中間期変動額合計		415,805
当中間期末残高		2,103,029
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高		0
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）		5
当中間期変動額合計	5,70457	5
当中間期末残高		5
評価・換算差額等合計		
前期末残高		0
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）		5
当中間期変動額合計		5
当中間期末残高		5
純資産合計		
前期末残高		1,687,223
当中間期変動額		
中間純利益		415,805
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）		5
当中間期変動額合計		415,811

当中間期末残高

2,103,034

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	時価法を採用しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法を採用しております。
3. 固定資産の減価償却の方法	無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当中間会計期間の計上額はありません。 (2) 賞与引当金 支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を翌期から費用処理することとしております。 また、役員の退職時に支出が予測される役員退職慰労金支払に備えるため、内規に基づく中間会計期間末要支給額を退職給付引当金に含めて計上しております。
5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. リース取引の処理方法	リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
7. その他中間財務諸表のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成22年9月30日)
1 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 ソフトウェア 55,805千円
2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺の上、流動負債の「預り金」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	
1 減価償却実施額 無形固定資産	5,196千円
2 営業外費用の主要項目 為替差損	1,597千円
3 特別利益の主要項目 関係会社間の費用配賦にかかる前期損益修正益	91,903千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	61,560	-	-	61,560

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)			
ファイナンス・リース取引（借主側）			
リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引			
1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額			
	器具備品	建物附属設備	合計
取得価額相当額	421,173千円	614,523千円	1,035,696千円
減価償却累計額相当額	330,136千円	319,034千円	649,171千円
中間期末残高相当額	91,037千円	295,488千円	386,525千円
2. 未経過リース料中間期末残高相当額			
1年以内		84,724千円	
1年超		309,299千円	
合計		394,023千円	
3. 支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額			
支払リース料		44,826千円	
減価償却費相当額		19,577千円	
支払利息相当額		2,486千円	
4. 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法			
(1) 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。			
(2) 利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。			

(金融商品関係)

当中間会計期間末（平成22年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

(単位:千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)預金	3,134,758	3,134,758	-
(2)未収委託者報酬	1,404,613	1,404,613	-
(3)未収運用受託報酬	87,988	87,988	-
(4)未収投資助言報酬	73,959	73,959	-
(5)未収収益	181,283	181,283	-
(6)投資有価証券 その他の有価証券	15,015	15,015	-
資産計	4,897,619	4,897,619	-
(1)未払手数料	711,271	711,271	-
(2)未払費用	1,065,026	1,065,026	-
負債計	1,776,298	1,776,298	-
デリバティブ取引(*1) ヘッジ会計が適用されていないもの	16,183	16,183	-
デリバティブ取引計	16,183	16,183	-

(*1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬及び(5)未収収益
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6)投資有価証券

投資有価証券は其他有価証券に区分されており、時価については、解約価額によっております。
また、有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照下さい。

負債

(1)未払手数料及び(2)未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照下さい。

(有価証券関係)

当中間会計期間末（平成22年9月30日）

その他有価証券

中間貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額は以下のとおりです。

(単位:千円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	15,015	15,010	5
合計		15,015	15,010	5

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末（平成22年9月30日）

ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物は通貨のみであり、中間貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

(a) 通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。） (単位:千円)

区分		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建	44,278	-	256	256
	米ドル 買建				
	ユーロ				
合計		379,768	-	16,183	16,183

(セグメント情報等)

セグメント情報

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への売上が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載していません。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社の主要な顧客は一般投資家であり、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める顧客が存在しないため記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

該当事項はありません。

(追加情報)

当中間会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

当中間会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

(1株当たり情報)

項目	当中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
1株当たり純資産額	34,162円35銭
1株当たり中間純利益金額	6,754円48銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。
2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	当中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
中間純利益(千円)	415,805
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株主に係る中間純利益(千円)	415,805
期中平均株式数(株)	61,560

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)及び(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟その他重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

受託会社

名称 住友信託銀行株式会社
 資本金の額 342,037百万円（平成22年9月末現在）
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考>再信託受託会社の概要

名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
 資本金の額 51,000百万円（平成22年9月末現在）
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

関係業務の概要 受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行います。

販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
株式会社三井住友銀行	1,770,996百万円 （平成22年9月末現在）	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937百万円 （平成22年9月末現在）	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
いちよし証券株式会社	14,577百万円 （平成22年9月末現在）	
日興コーディアル証券株式会社	10,000百万円 （平成22年9月末現在）	
楽天証券株式会社	7,495百万円 （平成22年9月末現在）	
アイエヌジー生命保険株式会社	32,400百万円 （平成22年9月末現在）	保険業法に基づき、生命保険業を営んでいます。

新規申込みの取扱いを行いません。

投資顧問会社

名称 ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社
 資本金の額 495百万円（平成22年11月末現在）
 事業の内容 有価証券等に係る投資顧問業務及びその業務に付帯関連する一切の業務を営むとともに、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。

販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い等を行います。

投資顧問会社

委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、当ファンドの運用指図等を行います。

3【資本関係】

委託会社と他の関係法人との間に資本関係はありません。

第3【その他】

- (1) 交付目論見書（金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定により交付される目論見書をいいます。以下同じ。）及び請求目論見書（金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定により交付される目論見書をいいます。以下同じ。）の表紙に、それぞれ「投資信託説明書（交付目論見書）」及び「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載するほか、金融商品取引法に基づく目論見書である旨を記載する場合があります。また、使用開始日及び委託会社の金融商品取引業者登録番号を記載することがあります。
- (2) 交付目論見書及び請求目論見書の表紙等に、(i)委託会社の名称、設立年月日、本店の所在地及びロゴマーク、()申込取扱場所である販売会社の名称及びロゴマーク、()ファンドの形態及びロゴマークを記載することがあります。また、図案を採用することがあります。
- (3) 交付目論見書の表紙等に、以下の趣旨の事項を記載することがあります。

投資信託の財産は、受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。
- (4) 請求目論見書の表紙裏に、以下の趣旨の事項の全部または一部を記載することがあります。

投資信託は、株式・債券などの値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
投資信託は、預金保険及び保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。
登録金融機関を通じて購入された投資信託は、投資者保護基金による支払い対象にはなりません。
投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元本及び利息の保証はありません。
- (5) 請求目論見書の巻末に、用語の解説を添付することがあります。
- (6) 請求目論見書の巻末に、信託約款を掲載します。
- (7) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して交付目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (8) 交付目論見書及び請求目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (9) 交付目論見書または請求目論見書に、委託会社が作成する法定外資料の作成及び当該資料の入手に必要な情報の照会方法を記載することがあります。
- (10) ファンドの運用状況に関する情報を、日次、週次、月次などのデータとして、文章、数値、表、グラフ等で表示することがあります。その際、当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではない旨を注記することがあります。なお、データは適時、更新されます。
- (11) 投信評価機関、投信評価会社等からのファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成22年11月17日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているドイチェ・日本株式ファンド（トピックス連動型）の平成22年4月16日から平成22年10月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・日本株式ファンド（トピックス連動型）の平成22年10月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月17日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 林 秀 行
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月10日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 林 秀 行
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第27期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（ ）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年5月26日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているドイチェ・日本株式ファンド（トピックス連動型）の平成21年10月16日から平成22年4月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・日本株式ファンド（トピックス連動型）の平成22年4月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月23日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 林 秀行
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年5月15日から平成21年5月31日までを払込期間とする第三者割当増資を行い、平成21年5月29日に払込を完了した。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年4月より事業の効率化、人員の適正配置を進めており、平成22年3月期に割増退職金として約130百万円を特別損失として計上する予定である。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。